

宜野座村国土強靱化地域計画

令和3年3月

宜野座村

目次

はじめに

1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画策定のプロセス.....	2

第1章 本村の地域特性

1. 本村の概況.....	3
2 想定するリスク.....	9

第2章 地域強靱化の基本的な考え方

1 基本目標.....	15
2 事前に備えるべき目標.....	15
3 基本目標等の体系図.....	16
4 地域強靱化を推進する上での基本的な方針.....	17

第3章 脆弱性評価

1 評価の枠組み及び手順.....	18
2 評価結果のポイント.....	20

第4章 地域強靱化の推進方針

〈個別施策分野の推進方針〉.....	21
個別施策分野1 行政機能/防災教育等.....	21
個別施策分野2 住宅・都市.....	24
個別施策分野3 保健医療・福祉.....	28
個別施策分野4 エネルギー・産業.....	30
個別施策分野5 情報通信.....	32
個別施策分野6 交通・物流.....	33
個別施策分野7 農林水産.....	34
個別施策分野8 環境.....	37
個別施策分野9 土地利用.....	40
〈横断的分野の推進方針〉.....	45
横断的分野1 リスクコミュニケーション.....	45
横断的分野2 人材育成.....	47
横断的分野3 官民連携.....	53
横断的分野4 老朽化対策.....	57

第5章 計画の推進と不断の見直し

1 他の計画の見直し.....	60
2 本計画の進捗管理と不断の見直し.....	60

はじめに

1 計画策定の趣旨

我が国においては、過去多くの自然災害が発生し、長い期間をかけて復旧・復興がなられてきたという歴史があります。しかし、東日本大震災を始めとした近年の激甚化・頻発化する大規模自然災害に対しては、従来の防災・減災の枠を超え、国土政策・産業政策なども含めた総合的な対応を平時から推進する事が必要であるとして、国によって「国土強靱化」の理念が掲げられています。

国においては、平成25年12月11日、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）を公布・施行しています。

基本法は、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくり（以下「国土強靱化」という。）の推進に関し、基本理念を定め、国土強靱化に関する施策の基本となる事項等を定めたものです。その基本理念として、国土強靱化に関する施策の推進は、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるとし、国土強靱化に係る国の計画等の指針となるべきものとして、平成26年6月、同法第10条の規定により「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が閣議決定されました。

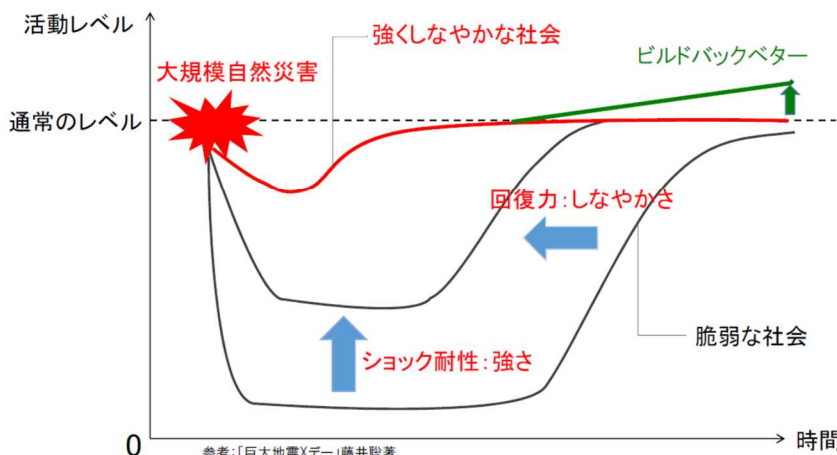
基本法第4条は、地方公共団体の責務として、国土強靱化に関し、国との適切な役割分担を踏まえ、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有すると定めており、また、同法第13条は、都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、その区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができるとしています。

これらを踏まえ、沖縄県においても、「沖縄県国土強靱化地域計画」（以下「県計画」という。）を平成31年3月に策定しています。

本村においても国や県と連携し、いかなる災害の発生に対しても安心・安全な「強さ」と「しなやかさ」を持った地域づくりを推進するため、「宜野座村国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

強靱な社会のイメージ

○大規模自然災害時に、人命を守り、経済社会への被害が致命的にならず迅速に回復する、「強さとしなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを平時から構築

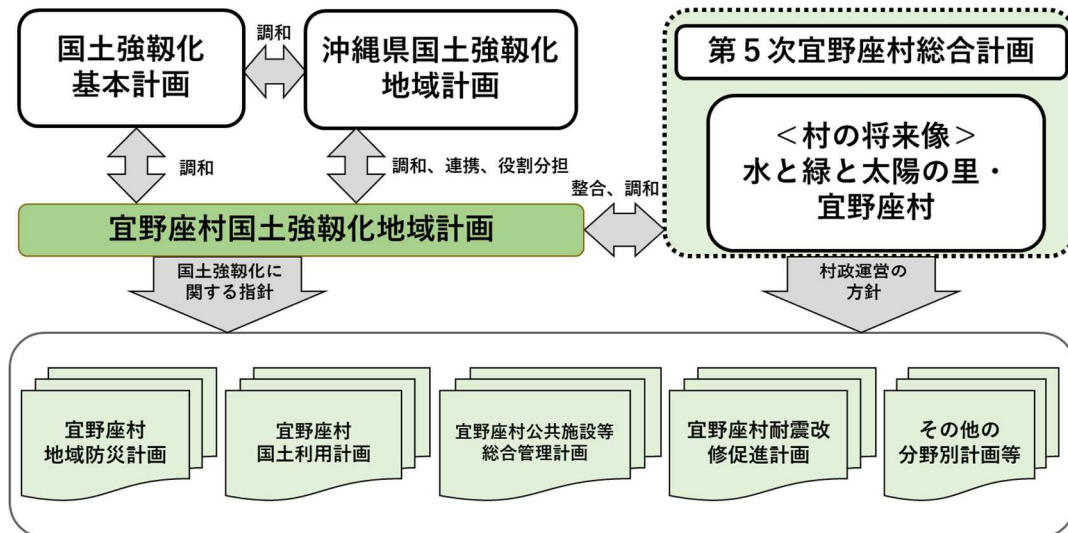


(内閣府官房国土強靱化推進室「国土強靱化地域計画について」(R2.1より抜粋)

2 計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条の規定による「国土強靱化地域計画」であり、国の基本計画、県計画と連携・調和を図ります。また、第5次宜野座村総合計画に掲げた本村の将来像「水と緑と太陽の里・宜野座村」の実現に向け、防災の観点から取り組むべき施策やその目標等を整理し、本村の強靱化における指針となる計画として位置づけます。

宜野座村国土強靱化地域計画のイメージ



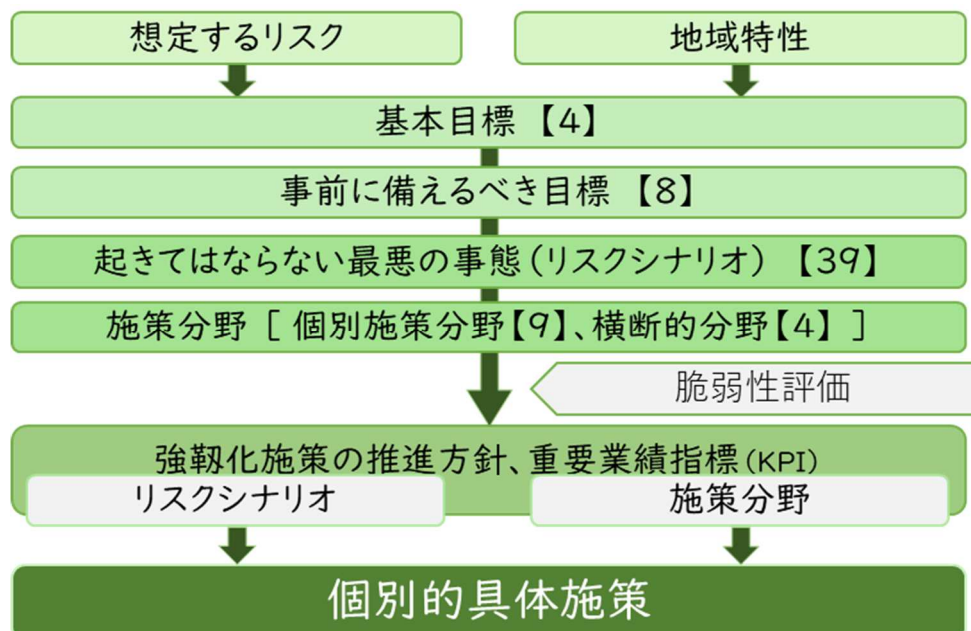
3 計画策定のプロセス

本計画の策定にあたり、想定するリスクと地域特性を踏まえ、宜野座村を強靱化するために必要な事項を明らかにするため、4つの「基本目標」と8つの「事前に備えるべき目標」を設定します。

さらに、各目標を達成するために検討すべき課題として、39の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定します。

これらをもとに、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価を行い、その結果に基づき、地域強靱化の推進方針、リスクシナリオごとの達成度・進捗の把握のための重要業績指標（KPI）を定めます。

計画策定プロセスのイメージ



第1章 本村の地域特性

1. 本村の概況

(1) 自然特性

ア 地勢

(ア) 位置

本村は、沖縄本島の北部と中南部を結ぶ中間に位置し、県都那覇市から55kmの地点にある。東から南側は太平洋に面し、南西は金武町、北西は恩納村、北東は名護市の3市町村に隣接しており、南北8km、東西7km、面積は31.30km²である。村域の約5割が軍用地となっている。



出典：宜野座村公共施設等総合管理計画（平成29年3月）

(イ) 地形

本村の地形は、西から北西部に位置する恩納村や名護市との境界に北側より古知屋岳(標高284m)、ガラマン岳(253m)、漢那岳(238m)の一連の丘陵が連なり、冬の季節風や台風を遮る自然状の屏風のような役割を果たしている。

しかしながら、山手側は国頭礫層や粘板岩を母材とする酸度の強い土壌が広い範囲を占め、細粒子のため浸食を受けやすく、大雨時には河川へと大量に流出し、しばしば海洋汚染を引き起こしている。

災害に強い村土の形成に向けて、村土に占める割合の大きい森林地域等の保全に対し、各種開発による斜面地の崩壊防止等自然条件への十分な配慮や、山林地域における侵食防止や水源かん養機能の強化などの促進、陸域における土砂流出防止に努めるなど、山地に起因する災害の未然防止を図ることが必要である。

(ウ) 河川

北西部の丘陵を源に、慶武原川や鍋川、宜野座福地川、漢那福地川などの河川が太平洋に注いでおり、西片より東に向かってなだらかな波形上の台地を形成している。また、本村の河川には5つのダムが設置されるとともに、河口周辺にはマングローブ群落も分布している。

これらの河川は、農業用水及び防災面でも重要な機能を有していることから、水面を活かした

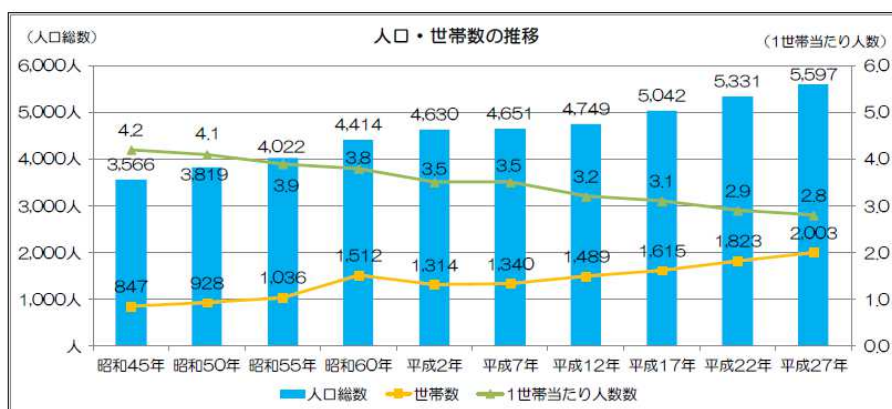
アクセス利便性の向上と、河畔の自然環境を保全し、安全でかつ自然に親しむことができるレクリエーション空間としての活用、生活・産業排水等の適切な処理による水質汚濁の防止、台風や津波へ対応した河川・海岸域等における治水施設等の整備を図ることが必要である。

(2) 社会・経済特性

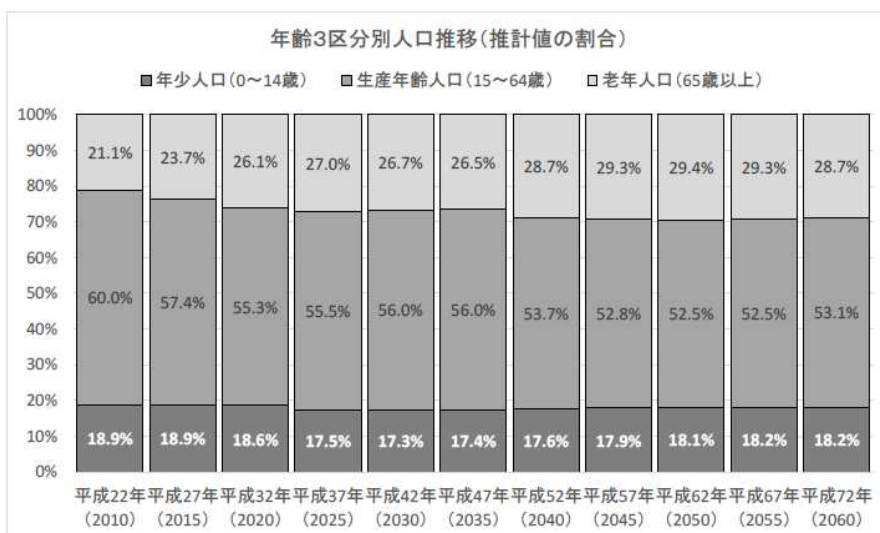
ア 人口等

本村の総人口は、全国的な人口減少の動向に反して、本土復帰後は沖縄県全体の人口とともに増加基調で推移している。平成22（2010）年の国勢調査では、初めて5千人を突破し、5,331人となった。国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によると、本村の人口は今後も微増で推移すると予測されているものの、平成17（2005）年以降は老年人口の割合が年少人口の割合を超えており、さらに若い年齢層の村外への流出が続くと、より一層、少子化の進行及び高齢化の加速が進み、年齢別による人口構成が大きく変わることが想定される。

そのため、若い世代等の雇用の確保、子育て環境の充実など積極的な人口増加施策を展開するとともに、人口構成の変化に係る影響を最小限に食い止め、地域の活力と成長力を維持・発展させることが求められている。



出典：宜野座村公共施設等総合管理計画（平成29年3月）



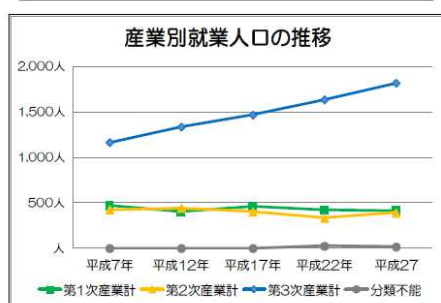
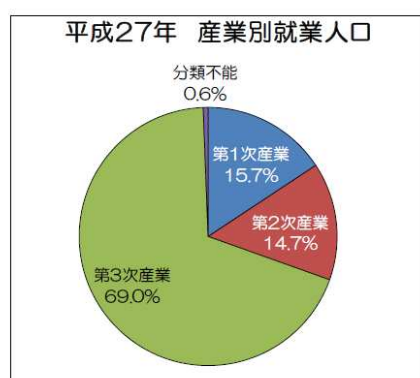
出典：宜野座村人口ビジョン（平成28年3月）

イ 産業

本村の平成27年の国勢調査における就業者数は2,641人で、そのうち第1次産業が415人（15.7%）、第2次産業が389人（14.7%）、第3次産業が1,821人（69.0%）と、第3次産業が最も多く占めている。

産業別に就業者の動向をみると、本村の基幹産業である農業が年々減少し、第2次産業は就業者数ではほぼ横ばいか微増状況とみえるが、比率は減少傾向である。一方、第3次産業は増加傾向にあり、特に大きな割合を占めるサービス業の伸びが著しい。

第3次産業に従事する就業者は、比較的新しい移住者が多く占める傾向から、災害時に対応するための基礎知識や具体的に取り組むべき行動等、被害想定を設定した実践的な防災訓練を実施するなど、防災思想の普及高揚を図ることが求められる。



産業分類	就業者数
農業	357
林業	8
漁業	50
第1次産業計	415
鉱業、採石業、砂利採取業	
建設業	292
製造業	97
第2次産業計	389
電気・ガス・熱供給・水道業	24
情報通信業	20
運輸業、郵便業	77
卸売業、小売業	223
金融業、保険業	18
不動産業、物品賃貸業	18
学術研究、専門・技術サービス業	34
宿泊業、飲食サービス業	215
生活関連サービス業、娯楽業	105
教育、学習支援業	166
医療、福祉	473
複合サービス事業	31
サービス業（他に分類されないもの）	225
公務（他に分類されるものを除く）	192
第3次産業	1,821
分類不能	16
総数	2,641

出典：宜野座村公共施設等総合管理計画

ウ 土地利用

本村の総面積は3,130km²で、そのうち山地や森林、河川、自然緑地及び農用地などの自然系の土地利用が約7割強を占めている（平成27年度現在）。但し、森林域の大部分は米軍用地に占められ、実際の村民の生活における森林や原野の占める割合が著しく低くなるなど影響を及ぼしている。

基地内における災害予防と災害時における対策については、日本の行政権が及ばないことで大きな課題を抱えているが、基地が村民の居住地域に隣接していることから、防災上の措置について考慮する必要がある。本村は県と連携を図りながら、米軍との相互応援体制及び消防相互援助協約等に基づき、災害の種別や規模などの情報収集及び伝達に努め、迅速かつ的確な災害応急対策を実施することが求められる。

農地は、基盤整備等で地形を改変したことにより、赤土流出の主な要因ともなっているが、農業

は本村の重要な基幹産業であることから、赤土流出防止に取り組みつつ生産基盤の整った優良農地の確保及び保全、有効活用に努める必要がある。

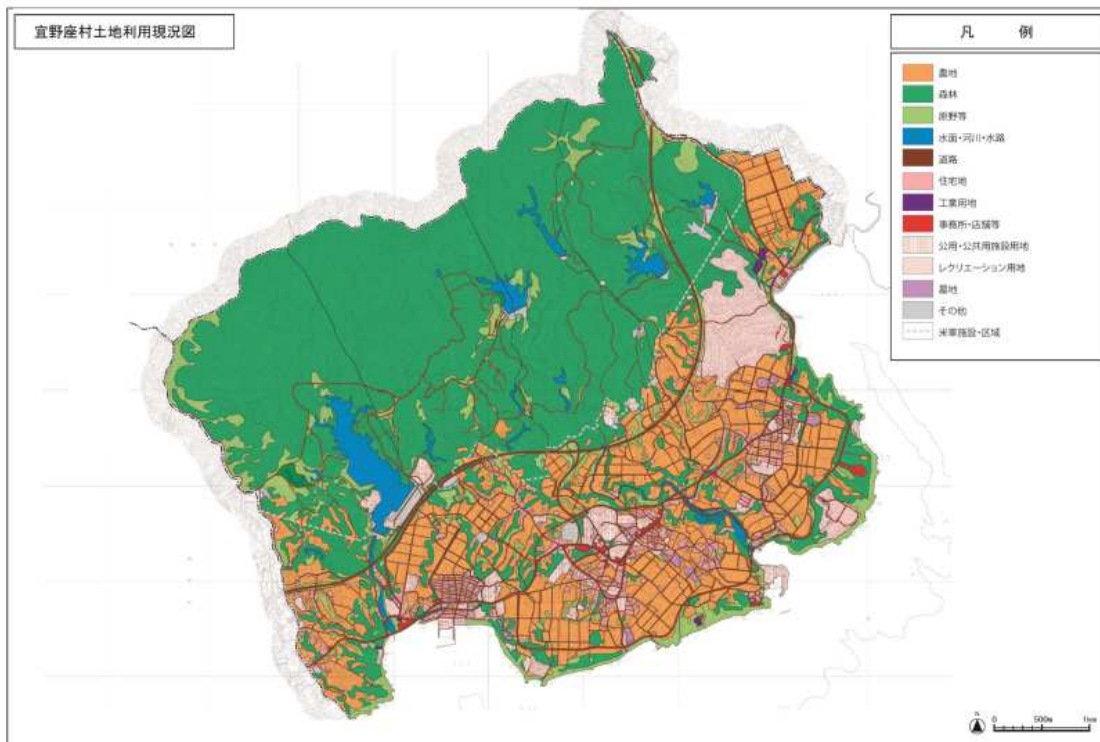
海岸域は、潟原海岸や宜野座海岸、宜野座漁港及び漢那漁港などが海岸保全区域に指定されている。海水による侵食または高潮及び波浪などから海岸を防御するため、離岸堤や海岸護岸の整備等、高潮対策及び侵食対策事業などの海岸保全の促進とともに、漁業生産の持続的発展及び河川、海浜域、イノアの自然環境を保全するため、防風林や耕土流出防止対策を強化することが求められる。

陸側には、農地や集落を包護する防風・防潮林とともに村内でも固有な自然環境（砂浜、干潟、マングローブ林等）がみられ、学習・交流の場としてこれらの資源を保全・活用しながら人々が利用しやすい海岸域の環境整備が求められる。

海岸域を中心にレクリエーション区域として位置づけられた区域には、これまで宜野座村 I T オペレーションパークや宜野座カントリークラブ等が立地しており、現在も、民間企業によるリゾート開発計画等の動きがみられる。今後も魅力あふれる区域の形成に向けて、社会経済動向を踏まえ、長期的な展望に立った取り組みが求められる。

その他、人口や世帯の増加にともない宅地は増加傾向にあり、今後は新たな住宅地ニーズに応じた計画的な住宅地の確保が必要である。宅地等における安全性の確保を図るため、基幹的交通・通信ネットワークの代替性の確保に努めるとともに、防災に配慮した土地利用への誘導、地域防災拠点等の充実、オープンスペースの確保、危険地域についての情報の周知等を図ることが求められる。

■土地利用図



出典：第4次宜野座村国土利用計画（平成31年3月）

エ 交通

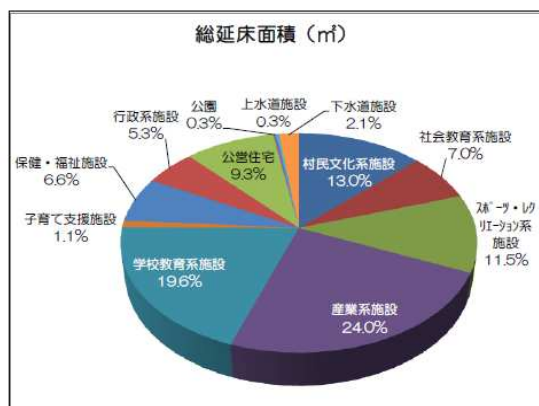
村内には、北部と中南部を結ぶ東海岸沿いの国道329号や中央部を縦走する沖縄自動車道の二大幹線道路が走り、交通の要衝を占めている。さらに、県道の名護～宜野座線及び漢那～松田線、その他生活道路としての村道がよく整備され、村民の利便性は十分確保されている。

その結果、本村と北部や中南部との時間距離が大幅に短縮され、村民の生活圏が広域化するとともに、村外からの訪問者が増大する傾向となっている。

また、平素から交通量が多いため、常に道路の欠損や決壊、橋梁の流出その他交通に支障を及ぼすおそれのある箇所については、災害時に迅速適切な措置が取れるよう備えるとともに、被災者や応急対策要員並びに応急対策物資等の輸送が円滑に行われるよう、備えていく必要がある。

オ 公共施設の状況

本村の公共建築物は、平成27年度末時点で保有する全108件を対象とし、村民文化系施設、社会教育系施設、スポーツ・レクリエーション系施設、産業系施設、学校教育系施設、子育て支援施設、保健・福祉施設、行政系施設、公営住宅、公園、上水道施設、下水道施設の12分野にわたる。総延床面積96,814㎡のうち、件数では公園が最も多くなっているが、延床面積の割合では産業系施設が23%以上と最も多くなっている。



分類	施設数	棟数	総延床面積 (㎡)
村民文化系施設	8	10	12,617
社会教育系施設	9	11	6,755
スポーツ・レクリエーション系施設	12	16	11,093
産業系施設	13	34	23,226
学校教育系施設	5	25	18,978
子育て支援施設	4	6	1,021
保健・福祉施設	4	4	6,405
行政系施設	1	1	5,146
公営住宅	16	51	9,011
公園	23	15	279
上水道施設	8	11	285
下水道施設	5	5	1,999
計	108	189	96,814

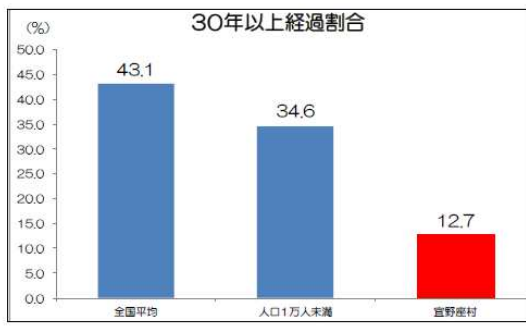
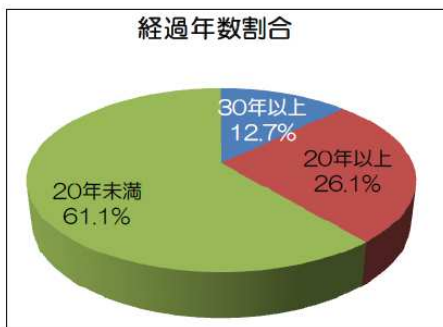
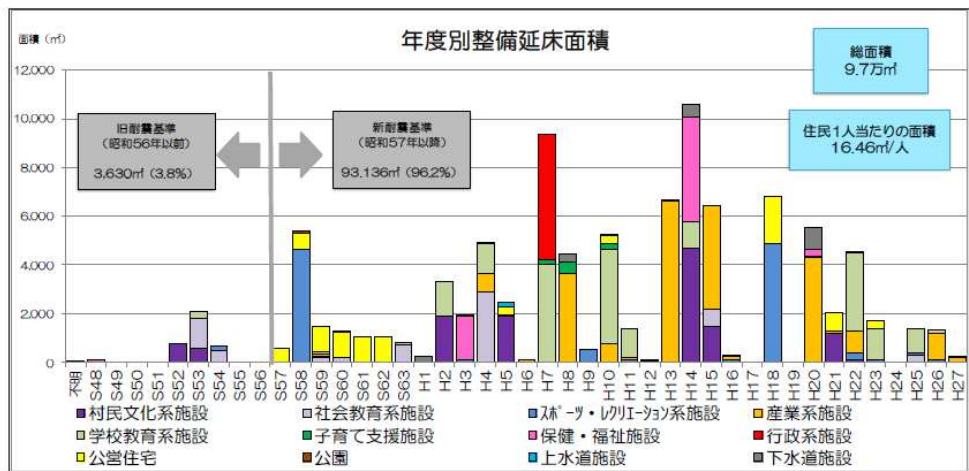
出典：宜野座村公共施設等総合管理計画

また、年度別整備延床面積のグラフを見ると、昭和の終わり以降整備された施設が多いことが分かる。建設後30年が経過している建物の割合（延床面積別）は10.7%であり、全国平均や人口1万人未満の市区町村の平均値と比較しても、老朽化率は比較的低いと言える。

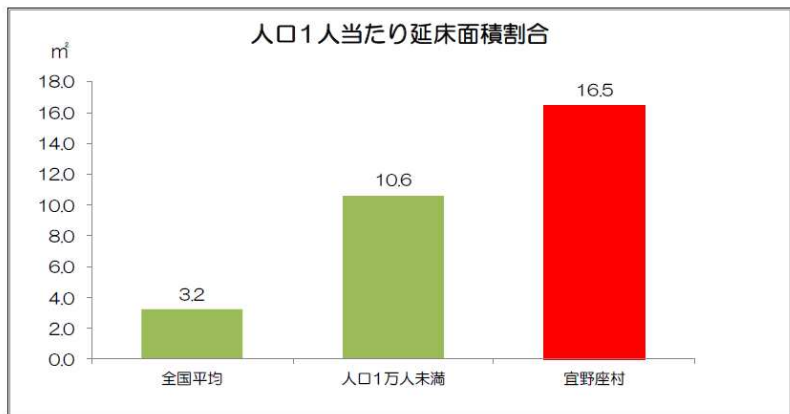
一方で、住民1人当たりの延床面積を見ると、宜野座村は16.5㎡となっており、全国平均の5倍以上となっている。人口1万人未満の市区町村の平均値と比較しても多いことがわかる。但し、将来的には施設の更新・建替えや改修の費用が発生し、それらの住民1人当たりに対する費用見込み額

は、全国平均に対して大きくなると想定される。

これらの施設は村民の生活に欠かせないものであり、安全・安心な生活を送るためには適切な管理が求められる。また、学校施設などの地域住民にとって身近な施設は、災害時には避難所として利用されるなど、地域の防災拠点として重要な役割を担っており、その機能強化を図るなど将来の災害に備える必要がある。



出典：宜野座村公共施設等総合管理計画



※公共施設及びインフラ資産の将来更新費用の比較分析に関する調査結果（平成24年3月 総務省自治財政局財務調査課）より

2 想定するリスク

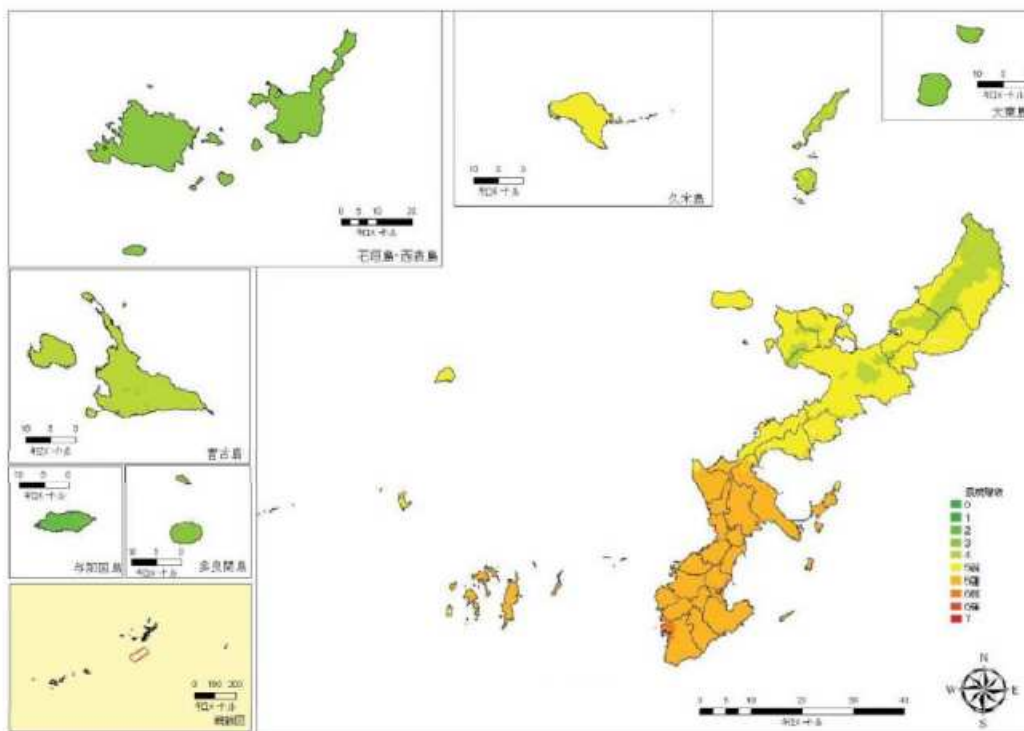
(1) 地震及び津波

沖縄県では平成22年度の地震等による被害想定調査を実施し、県内各地における地震及び津波による被害状況の予測を行っている。これによると、地震の想定として「沖縄本島南西沖」と「石川一具志川断層系」の2カ所が想定されている。

■宜野座村の地震被害想定

想定条件		予測結果	
震源の位置 震源の深さ 地震の規模 発生の時期	H9RF 沖縄本島南西沖 深さ 7.5km マグニチュード 7.5 冬季・夕方	震度 建物被害棟数 死者数 負傷者数 避難者数 断水人口 ガス供給停止世帯 停電戸数 電話支障 (回線)	5弱～5強 全壊 13 棟、半壊 26 棟 なし 49 人 (建物倒壊・液状化による) 4 人 (津波による) 94 人 1,049 人 なし 175 戸 11 回線
震源の位置 震源の深さ 地震の規模 発生の時期	石川一具志川断層系 深さ 0km マグニチュード 6.9 冬季・夕方	震度 建物被害棟数 死者数 負傷者数 避難者数 断水人口 ガス供給停止世帯 停電戸数 電話支障 (回線)	5弱～5強 全壊 14 棟、半壊 37 棟 なし 58 人 (建物倒壊・液状化による) なし (津波による) 122 人 4,519 人 なし 223 戸 11 回線

資料：沖縄県地震被害想定調査概要報告書（平成 22 年 3 月）

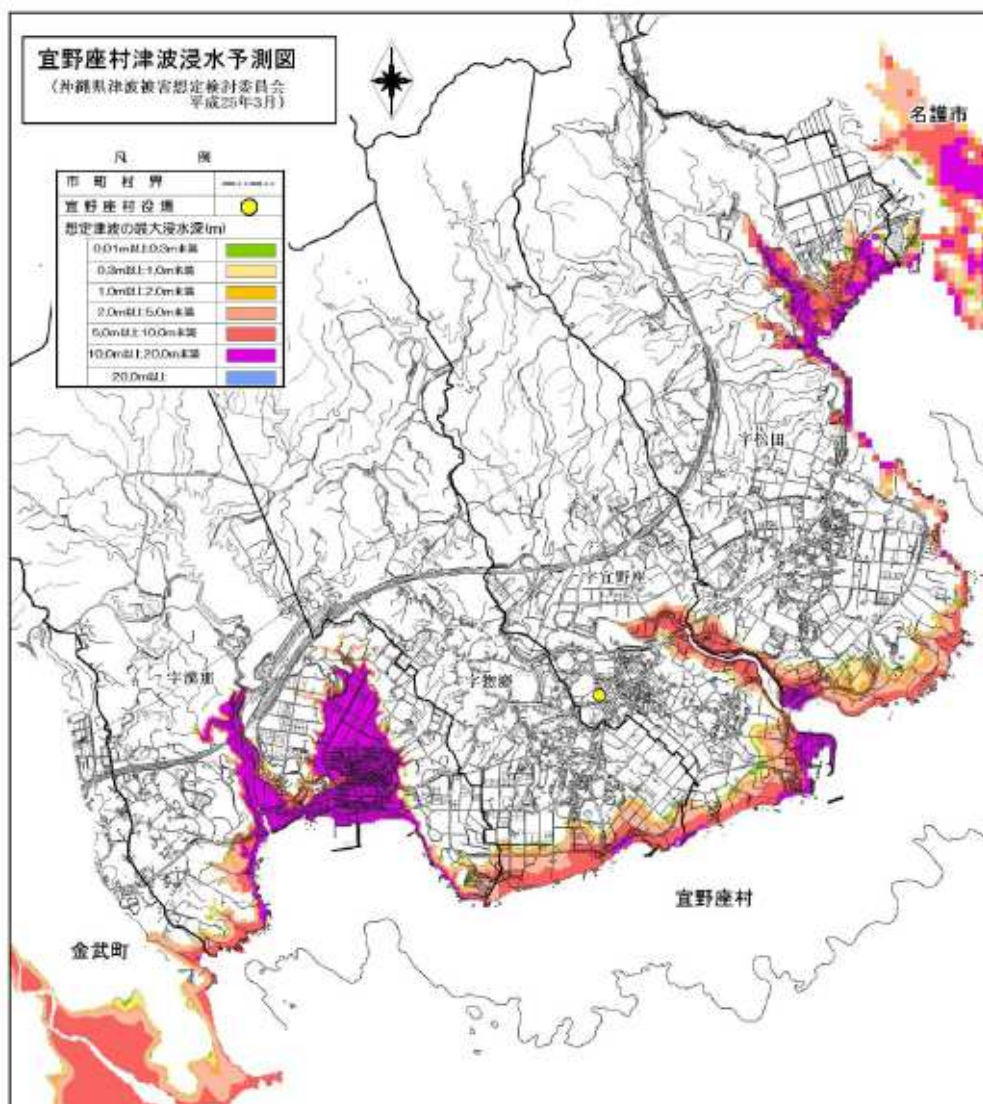


震度分布図 (H9RF 沖縄本島南西沖地震)

資料：沖縄県地震被害想定調査概要報告書 (平成 22 年 3 月)

■宜野座村の津波被害想定

想定地震	タイプ	マグニチュード	ゆれ等の特徴 (予測最大震度)	備考
沖縄本島南東沖地震 (3 連動)	断層型	9.0	平成 18・19 年度沖縄県津波・高潮被害想定調査より津波遡上高が上回っており、到達時間も早くなっている。(予想震度は未公表)	沖縄津波被害想定検討結果 (平成 25 年 3 月) より



市町村名	地点名	最大遡上高 (m)	影響開始時間 (分) ±20 cm	影響開始時間 (分) ±50 cm	津波到達時間 (分)
名護市	嘉陽	27.5	4	12	16
	瀬嵩	20.7	7	17	19
	久志	18.6	9	17	20
宜野座村	漢那	20.1	6	19	22
金武町	伊芸	8.4	10	26	28

出典：宜野座村地域防災計画 災害応急対策計画編

これまでに本村に被害を及ぼした災害としては、台風9号（2011年）などが挙げられる。

また、今後も本村の気象や地勢及び地質土壌などの地域特性によって起こる災害（台風、豪雨、高潮、地震、津波、その他災害）を重点に、救助法適用程度の災害を想定する必要があるほか、2011年に発生した東北地方太平洋沖地震、あるいは1771年八重山地方に発生した大地震による大津波の教訓から、歴史に学ぶ最大クラスの大規模な災害による被害の軽減を図ることをも考慮することが求められる。

■宜野座村における過去の自然災害

年 月 日	原因	主な被害 * () 以外は村内被害	気象値(風速:m/s) *数値は名護気象台	台風の経路と勢力等
平成19年 7月12日～ 14日	台風 4号	車両:1台 床上浸水:2棟、 床下浸水:1棟	最大風速 SW 28.8 最大瞬間風速 SW 50.9 総雨量 236.0mm	※1) 諸島近海で発生した後、大型で非常に強い勢力となって本島の西海上に接近して通過した。
平成19年 7月13日	高波 高潮	床下浸水 3棟		台風4号が本島の南約100kmの海上にあったため、高波や高潮に加え大潮も重なり、浸水が発生した。
平成23年 8月3日～ 6日	台風 9号	(本島全域) 負傷者:42人 全半壊:28棟 停電:99,000戸 他	最大風速 SSE 27.4 最大瞬間風速 SE 47.3 総雨量 585.5mm 有義波高(5日) 9時 10.0m	南大東島より西に進み、ゆっくりと本島へ接近した後、5日には大型で強い台風となり久米島付近を通過。その後北上し、中国へ上陸した。
平成24年 9月15日～ 16日	台風 16号	負傷者:1人 物損事故等:4件 避難状況:4名	最大風速 W 29.6 最大瞬間風速 NNE 51.4 総雨量 190.5mm	フィリピンの東から沖縄の南海上を北寄りに進んでいるときに急速に発達し、大型で猛烈な台風となり勢力を保ちながら北に進んだ。
平成24年 9月28日～ 29日	台風 17号	負傷者:1人 物損事故等:16件 電柱損壊:1件(16本)	最大風速 NW 32.2 最大瞬間風速 NW 97.5 総雨量 97.5mm	フィリピンの東で停滞している期間に発達し、29日には非常に強い勢力で北東へ進み、奄美大島の南海上を北東へ進んだ。

出典：宜野座村地域防災計画総則編

■(参考) 宜野座村または県内全般での過去の自然災害(平成以前)

年 月 日	原因	死者数 負傷者数	全壊 半壊	床上浸水 床下浸水	摘要
1665 (寛文5.3)	地震				震央: 沖縄島 「地震甚だ丈にして山岳尽く響く」との記録
1760 (宝暦10.5.15)	地震				震央: 沖縄島 「3月29日夜丑時(午前2時)大地震あり、首里玉城の内外57か所倒壊、4月15日又地震数回あり」との記録
1768 (明和5.7.22)	地震、津波				震央: 沖縄島南西沖 「夏6月初9日午を過ぐる頃大地震あり、玉城の石壇数十か所、寺・王陵・極楽陵の石垣処々地震の壊す所となる、地震已に止むも潮水常ならず或いは2、3尺許り或いは3、4尺許り内港に揚入して再三満退す、未刻に及ぶころ潮水活静す」との記録
1791 (寛政3.5.14)	異常潮汐				「4月11日卯刻(午前6時)に那覇港・泊港・本部郡・大里郡の港で潮水異常、泊港で礁涯大鳴すること両三次、潮水異常にして張溢すること5尺許り屢次進退す。」との記録
1858 (安政5.9)	地震				震央: 沖縄島 「本年8月の間により12月の間に至るまで屢々地震あり、此の時地震うこと一昼一夜に7、8回或いは5、6回、或いは地鳴あり」との記録
1868 (明1.8.13)	津波				震央: チリ北部Arica沖 「那覇港の潮、昼辰刻(午前7時)より夜亥(午後9時)に至るまで或いは進み或いは退くこと共計16、7回にして尋常と異なる」との記録
1909	地震				震央: 沖縄東方沖

(明42.8.29)					「那覇、首里で死1、傷10、家屋半壊3、その他の被害あり」との記録
1911 (明44.6.15)	地震				震央：喜界島近海 規模：8.2 「那覇で石垣の崩壊1496か所あり、此のため死1傷6を生じた、首里旧玉城の城壁も著るしく崩壊した」との記録
1926 (昭1.6.29)	地震				震央：沖縄島付近 規模：7.5 「那覇で震度IV、石垣の崩壊した個所多」との記録
1954 (昭29.9.12)	台風12号	2(脂肪) 3(行方不明)	13(全壊) (24) 4(半壊)(14)	120(床上) 45(床下)	船舶被害7隻 道路被害978m 堤防被害1032m 水稲被害3% 甘藷被害5% 野菜被害10% 甘蔗被害3%
1955 (昭30.2.20)	強風、あられ				船舶被害5船、死者36名 甘藷被害80% 甘蔗被害5% 馬鈴薯被害30% そら豆被害30% 茶被害5% 水稲苗代被害20% ソ菜被害25%
1956 (昭31.8.1)	台風6号		0(全壊)(5) 1(半壊)(7)		水稲被害100% 甘藷被害40% 甘蔗(夏)被害50% 瓜、果菜類被害100%
1956 (昭31.8.15)	台風9号		0(全壊)(4) 0(半壊)(3)		水稲被害10% 甘藷被害5% 茶被害10%
1956 (昭31.9.8)	台風12号		0(全壊)(6) 4(半壊)(20)		水稲被害10% 甘藷被害5% 野菜被害30% 甘蔗被害5% その他農作物被害50% 山羊被害5%
1956 (昭31.9.25～ 26)	台風15号		28(全壊) (46) 11(半壊) (56)	2(床上) 3(床下)	
1957 (昭32.7)	干ばつ				芋の被害率40% 甘蔗の被害率わずか その他野菜類の被害：例年より少ない
1960 (昭35.5.24)	津波			40(床下)	震央：チリー沖 規模：8.5 橋梁破壊1か所 道路決壊1か所 水田冠潮面積21町 畑冠潮面積2町

1961 (昭36.10.2～3)	台風23号		52(全壊) (104) 134(半壊) (175)	17(床上) 84(床下)	流出船舶5隻 道路破損1個
1963 (昭38.1～3月上旬)	異常低温				字宜野座:キウリ全滅 字漢那:播種(畑苗代)枯死 字松田高名原:パイン被害大 字松田前原:トマト寒害、ヤギ凍死
1966 (昭41.6.8)	竜巻		1(住家屋根 一部破損) 3(非住家破 損)		子豚死亡1頭 電線切断200m
1969 (昭44.8.20)	台風9号		0(全壊)(3) 0(半壊)(7)		
1972 (昭47.12.2)	津波				震央:ミンダナオ島 規模:7.4 沖縄本島で津波痕跡

出典：沖縄県災害誌

(2) 大規模事故

宜野座村及びその周辺には米軍施設が立地しており、航空機の墜落等による民間人の負傷や施設への被害等が発生している。近年では、平成10年7月にヘリコプターが着陸に失敗し、村内の水源涵養林に墜落したほか、平成25年8月に発生したヘリコプターの墜落事故では、周辺土壌が汚染され、大川ダムの取水停止が発生した。

また、県内の他地域では、戦時中の不発弾の発見が現在も続いており、人命に影響を及ぼす事案として認識が必要である。

第2章 地域強靱化の基本的な考え方

1 基本目標

いかなる大規模自然災害等の発生に対しても、以下の①～④を基本目標に地域強靱化を推進します。

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 村の重要な機能が致命的な障害をうけず維持されること
- ③ 村民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

2 事前に備えるべき目標

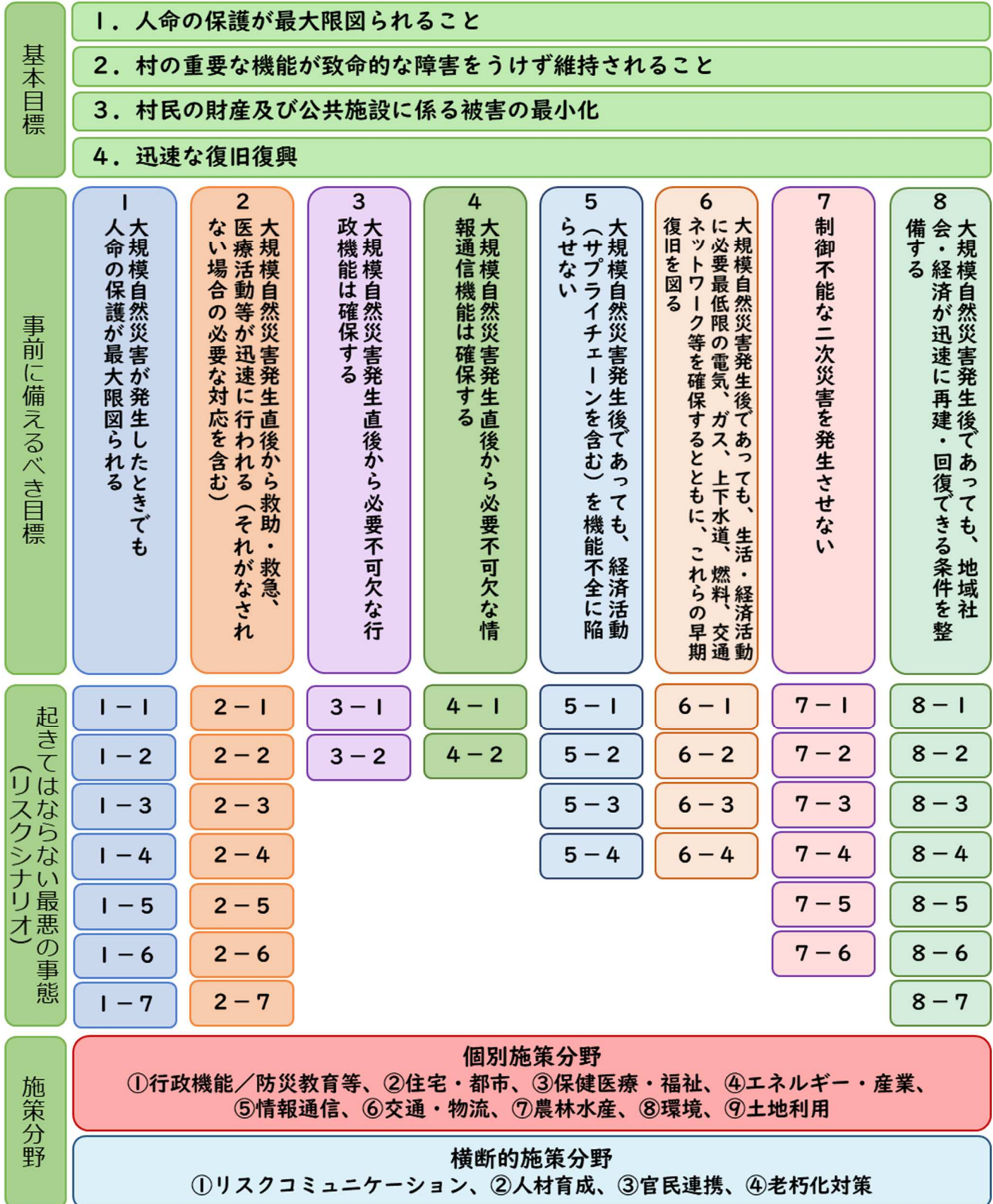
4つの基本目標を達成するため、以下の通り①～⑧の事前に備えるべき目標を定めます。

- ① 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- ② 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
(それがなされない場合の必要な対応を含む)
- ③ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- ⑤ 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
- ⑥ 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- ⑦ 制御不能な二次災害を発生させない
- ⑧ 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復ができる条件を整備する

3 基本目標等の体系図

本計画における、「基本目標」や「事前に備えるべき目標」などの体系図について、以下のとおり図示します。

なお、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」及び「施策分野」については本計画第3章にて記します。



4 地域強靱化を推進する上での基本的な方針

大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興等に資する強靱な地域づくりについて、過去の災害から得られた経験を最大限に活用しつつ、以下の方針に基づき施策を推進します。

(1) 地域強靱化の基本姿勢

- ① 本村の強靱化を損なう本質的な原因として何が存在しているかをあらゆる側面から吟味し、取組にあたります。
- ② 短期的な視点によらず、時間管理概念を持ちながら、長期的な視野を持って計画的な取組にあたります。
- ③ 村内の特性を踏まえるとともに、周辺地域との連携を強化し、災害に強い地域づくりを推進し、持続可能な発展を可能にします。
- ④ 本村が本来持っている潜在力、回復力、適応力を強化します。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ① 災害リスクや地域の状況に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせ効果的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備します。
- ② 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官（国、県、市町村等）と民（住民、民間事業者等）が適切に連携及び役割分担して取組めます。
- ③ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫を行います。

(3) 効率的な施策の推進

- ① 社会資本の老朽化を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ります。
- ② 限られた資本を最大限に活用するため、既存の社会資本の有効活用、民間資金の積極的な活用等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進します。
- ③ 施設等の効果的かつ効率的な維持管理に努めます。
- ④ 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進します。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ① 人のつながりやコミュニティ機能を向上させるとともに、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めます。
- ② 女性、高齢者、子供、障がい者、外国人、観光客等に十分配慮した施策の推進を図ります。
- ③ 地域の特性に応じて、自然との共生、環境との調和および景観の維持に配慮した施策の推進に努めます。

第3章 脆弱性評価

地域強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、脆弱性評価を行い、脆弱性評価の結果に基づき本計画の施策を定めます。

1 評価の枠組み及び手順

(1) 想定するリスク

本計画においては、第1章の本村の社会特性、地域特性及び、災害リスクを踏まえ、本村に甚大な被害をもたらすおそれがある大規模自然災害を対象とします。

(2) 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

脆弱性評価は、起きてはならない最悪の事態を想定した上で行うこととし、その妨げになるものとして、基本計画、県計画および本村の地域特性、災害リスクを踏まえ、8つの「事前に備えるべき目標」ごとに、次頁の表のとおり、39の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定しました。

事前に備えるべき目標	「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1 市街地での住宅・建物・集客施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生、不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
	1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
	1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
	1-4 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり村土の脆弱性が高まる事態
	1-5 台風による停電でエアコン等の暑さ対策、生命維持のための医療機器等の使用不能で多数の死傷者の発生
	1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
	1-7 周辺地域におけるヘリ・航空機等の災害による多数の死傷者の発生
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
	2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足
	2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、停電・断水や支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
	2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化
	3-2 村の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

事前に備えるべき目標	「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」
4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
	4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断、沖縄自動車道・国道329号等の基幹的交通ネットワークの機能停止等による地域経済活動の低下
	5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
	5-3 宜野座村ITオペレーションパークの被災による地域経済活動及びわが国全体での情報通信機能の低下
	5-4 食料等の安定供給の停滞
6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
	6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止、異常湧水等により用水の供給の途絶
	6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4 村内外を結ぶバス交通ネットワークが分断する事態
7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1 市街地での大規模火災の発生、沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
	7-2 なし
	7-3 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	7-4 有害物質の大規模拡散・流出
	7-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
	7-6 風評被害等による地域経済等への甚大な影響
8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復ができる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、県内での優先順位により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-4 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
	8-6 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
	8-7 基幹インフラの損壊、復旧の県内での優先順位により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(3) 施策分野の設定

「起きてはならない最悪の事態」を回避するために必要な施策の分野として、以下の通り9の個別施策分野と4の横断的施策分野を設定しました。

	＜個別施策分野＞	＜横断的分野＞
①	行政機能/防災教育等	リスクコミュニケーション
②	住宅・都市	人材育成
③	保健医療・福祉	官民連携
④	エネルギー・産業	老朽化対策
⑤	情報通信	—
⑥	交通・物流	—
⑦	農林水産	—
⑧	環境	—
⑨	土地利用	—

(4) 評価の実施手順

39の「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）ごとに、本村で取り組まれている施策の中から、それを回避するための施策を抽出し、当該施策で対応が十分かどうか、課題の分析・評価を実施しました。さらに、分野ごとの課題等が明確になるよう施策分野ごとに整理を行いました。

本村で取り組まれている施策については、「第5次宜野座村総合計画」、「第2期宜野座村総合戦略・人口ビジョン」、「宜野座村地域防災計画」、「宜野座村都市計画マスタープラン（一部改訂）」、「宜野座村公共施設等総合管理計画」「宜野座村地域総合交通戦略」などを参考に整理を行いました。

なお、各取組の進捗状況を把握するため、施策については出来る限り重要行政指標を設定することとし、当該指標については第5次宜野座村総合計画と整合を図りました。

2 評価結果のポイント

評価結果は別紙1、2のとおりであり、この評価結果を踏まえた脆弱性評価結果のポイントは以下のとおりです。

(1) 多様な主体との連携が必要

本村の強靱化を推進していくためには、本村だけでなく、国や県、周辺自治体や住民、事業者と連携した取り組みが必要です。本村が目指す強靱化の姿について、他の主体と共有を図り、強靱化を推進する上での各々の役割や連携の在り方について検討を継続していくことが必要です。

(2) 時間軸を意識した検討が必要

大規模自然災害は何時発生するかわからない一方で、地域が抱える脆弱性全てに対して十分な財源や人材を確保する事は難しいという現状があります。場当たり的な対応に終始せず、本村の強靱化を進めて行くために、緊急性だけでなく長期的な視点もとりいれ、ハード対策・ソフト対策を組み合わせた対応の検討が必要です。

第4章 地域強靱化の推進方針

第3章で示した脆弱性評価結果を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態」を回避するための強靱化施策について、施策分野ごとに次のとおり推進方針を示します。

施策推進にあたって、各施策の進捗状況を定量的に把握できるよう、可能な限り具体的な数値目標として重要業績指標を設定することとし、その数値目標には「第5次宜野座村総合計画」の目標指標等を用いました。

また、複数の施策分野に関連する施策については、より関係が深い施策分野にのみ掲載し、可能な限り当該施策の再掲は避けることとしていますが、再掲する一部施策については、その旨を明示しています。

〈個別施策分野の推進方針〉

再掲する項目については●表示とします。

【】内は担当部署、内は該当するリスクシナリオをそれぞれ記載します。

個別施策分野 1 行政機能/防災教育等

○防災体制の強化【総務課】

- ・国や県等の動向を踏まえつつ、本村の「地域防災計画」を見直すとともに、計画で位置づけた施策等を推進する。
- ・令和3年度以降、関係法令の改正や村内の被害想定等の見直しのため、「宜野座村地域防災計画」を改訂し、災害に対する予防や対応策を策定する必要がある。
- ・金武地区消防衛生組合との連携を図り、村民の安心・安全を確保できる体制強化を図る。

○防火意識の高揚【総務課】（1-1、7-1）

- ・建築物を火災被害から守るため、防火対象物を把握し、消防設備などの設置や維持、防火基準適合表示制度の普及に努めるとともに、金武地区消防衛生組合と連携し、予防査察や火災予防運動など防火意識の高揚を図る。

○消防力の整備促進【総務課】（1-1、7-1）

- ・村民の生命と財産を守るため、消防・救急設備等の更新を適宜行い、地域の防火水槽や消火栓の設置や修繕等、消防車両や水利設備等の整備促進に取り組む。

○危険物の災害予防【総務課】（1-1、7-1）

- ・ガソリンや石油類及び高圧ガス等の危険物による災害は大規模化する恐れがあるため、設置事業所に対して、法令の遵守及び保安体制の強化を促進するとともに、保安教育や訓練並びに防災意識の高揚に努め、危険物による災害の発生及び拡大の防止を啓発・指導していく。

○文化財の災害予防【教育課】（1-1、7-5、8-5）

・建造物、美術工芸品等の有形文化財及び有形民俗文化財は、火災等の被害から守る必要があり、史跡、名勝、天然記念物については、山火事による被害のおそれがある。このほか、台風による建造物等の倒壊も予想されるので、災害予防の徹底を図る。

○職員に対する防災教育【総務課】（3-2）

・公助の観点から、防災事務及び業務に従事する職員に対して防災上必要な知識や技能の向上が必要なため、地域防災計画の内容や運用をはじめ関係法令及び実務に関する講習会並びに研究会等を実施する。

○津波避難場所・避難路の整備【総務課、建設課】（1-2）

・標高が低い漠那地域等については、地震・津波対策として避難場所・避難経路の確保等に努める。

○避難所の整備【総務課】（1-5、2-5、4-1、5-2、6-1）

・大規模災害時等では避難場所が一時的な生活の場となり、停電による生活環境や避難者の健康状態の悪化を避けるため、避難所等への非常用発電設備の設置を推進する。併せて、高効率コージェネレーション、燃料電池、蓄電池、再生可能エネルギー等の自立分散型エネルギーや未利用エネルギーシステムの導入を検討する。

○村による物資の備蓄【総務課】（2-2、2-6、2-7）

・災害により住家等に被害を受けた地域住民に対し、日常生活に必要な食糧及び衣料品・寝具等を迅速かつ計画的に配分し、生活環境の悪化や復旧・復興が停滞しないよう、村内の避難所等に必要な物資を備蓄する。

○防災業務設備の整備【総務課】（1-6、3-2）

・災害発生等の有事の際の即応体制を確立するため、防災業務に係わる消防や水防、並びに通信及び救援救助等の施設や設備の整備を図り、平素より定期的な点検や性能調査を実施する。

○ヘリポート等の確保【総務課】（2-1、2-5、5-1、5-4、8-2）

・地震・津波、土砂災害等により村内の各集落が孤立化した場合等に備え、空からの輸送が迅速になされるよう、村内に1箇所以上、地震・津波の危険性や緊急輸送ネットワークを考慮した臨時ヘリポート等を確保し、災害時の運用方法、必要な機材等を確保する。

○避難勧告等の伝達方法の整備【総務課】（1-2、1-3、1-4）

・大雨・洪水等の警報・注意報の発表に伴う災害が発生し、または発生する恐れがある場合、住民等の避難が迅速かつ円滑におこなわれるよう、避難勧告等の判断・伝達マニュアルを作成し、住民等に対する啓発を行う。

○被災後の相談体制の確保【すべての課】（2-7、8-6）

- ・被災後には、倒壊家屋の解体や撤去、破損道路等の復旧工事などが行われる一方、被災者にとっては住宅の確保や日常生活及び正業の再建など短期や中長期にわたる復興策が求められ、多くの不安要因を抱える。被災者が抱える多様な相談や問い合わせに対して、村が適切に対応できるよう、被災者相談窓口の設置や、村民と行政の協働による復興計画策定など、生活再建の体制整備を行う。

○教育施設の整備【教育課】（2-7）

- ・教育施設の整備については、今後の生徒数の見通しの把握を行うとともに、災害時の避難生活や拠点としての利活用の視点も考慮した上で、増築や仮校舎の設置等の検討し、各学校の教室の確保に努める

○米軍関連の安全・安心の確保【企画課】（1-7）

- ・米軍関連の事件や事故の危険性や騒音が軽減され、平穏な村民生活を送ることができるよう、国や県との連携により米軍への働きかけを強化していくとともに、基地の早期返還をめざす。
- ・本村上空の飛行による騒音については、環境基準との適合状況等の把握に努めるとともに、騒音被害の低減等を関係機関に要請する。
- ・既存米軍基地においては、引き続き、漢那ダム湖面の利活用を検討するとともに、基地の部分的返還を促進する。
- ・「宜野座村軍用地跡地利用基本計画」に位置づけられた各種事業については、現在の社会経済情勢等を踏まえつつ、国土強靱化の視点からも調査・再検討を行う。

○防災通信の強化【総務課】（1-6、4-2）

- ・令和2年度にアナログ防災無線のデジタル化への移行及び災害情報システム構築に着手し、村民へ災害時に迅速に情報発信できる環境整備を図る。

◇参考指標の現状値

指標名	該当の推進方針	現状値 (令和2年度)	備考
行政連絡会議の開催	○防災体制の強化 ○防火意識の高揚 ○避難勧告等の伝達方法の整備	毎月1回	
行政懇談会の開催		各行政区 毎年1回	
巡回行政相談		奇数月6回	
自主防災組織の立ち上げ		1区	

個別施策分野2 住宅・都市

○治水の促進【総務課、建設課】（1-4、7-2、7-3、7-4、7-5）

- ・本村を流れる漢那福地川や、慶武原川、鍋川及び宜野座福地川には、漢那ダムをはじめ5ヶ所のダムが設置されている。本県の河川は一般的に流路延長が短いため、台風などの豪雨による被害が発生する恐れがある。
- ・本村の漢那福地川は「危険と予想される区域」、宜野座福地川は「砂防指定地」に指定されていることから、常に河川状況を把握するとともに、護岸修繕や堆積土砂の除去、河川改修事業や砂防対策事業などを促進し、水害防止に努める。

○地すべり、崖崩れ対策【総務課、建設課】（1-4、7-2、7-3、7-4、7-5）

- ・土砂災害から人命を守るため、村内の地すべり、がけ崩れの危険が予想される箇所を調査把握し、その整備促進を図るとともに、大雨警報や土砂災害警戒情報の発表時には避難勧告、避難指示を迅速に発令できるよう「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成する。

○道路の整備【建設課、産業振興課、企画課、総務課】（2-2、2-5、5-1、6-4、8-2、8-4、8-5）

- ・災害時にも有効に機能する道路交通基盤の整備・充実にむけて、広域的な幹線道路の整備を促進するとともに村道とのネットワークを形成する。村民の日常生活に関わりの深い生活道路については、村民ニーズに応じた安心して快適な生活道路を計画的に整備するとともに維持修繕に取り組む。
- ・必要に応じた通学路の安全対策や交通量の多い道路や通学路の歩道整備に努める。
- ・人や物の動き及び地域を活性化し、広域的な地域交流・連携強化や産業振興だけでなく、災害時の広域からの救援活動の確保の観点も取り入れ、関係機関と連携しながら「（仮称）宜野座村西部地区幹線道路」漢那～中川～恩納及び「（仮称）城原・ギンバル横断道路」等の整備促進に努める。
- ・道路交通状況や地域住民ニーズ等を踏まえ、関係機関と連携して必要に応じて信号機、横断歩道、カーブミラー等の交通安全施設の充実に努める。
- ・広域幹線軸となる国道329号宜野座改良、地域幹線軸となる（仮称）宜野座横断道路（宜野座恩納線）による主骨格を形成し、災害に強い地域づくりの観点も考慮した上で、宅地・公的サービス等、新規機能の配置を図る。また、村民と協働で沿道の修景緑化・美化の向上に努める。さらに、隣接自治体と連携を図る中で、（仮称）城原ギンバル横断道路の整備を促進する。
- ・農道は、生産力の向上及び必要に応じて改良・拡張を行うとともに、自然環境の保全、文化的景観等の形成と保全に十分配慮した整備を進め、災害時の通行確保の観点から、農家による沿道管理を促進する。
- ・道路については、生活道路や通学路としての安全性や利便性に配慮するとともに、災害時の通路確保、観光施設等のアクセス性、自転車道路の設置等、定住条件向上や産業振興に資する道路整備を促進し、良好な道路景観の形成・維持に努める。
- ・LED化を含めて適切な場所への外灯の設置及び維持管理を促進する。

○建物の耐震化【建設課】（1-1、1-2、3-2、7-1）

- ・村民の生命と財産を地震被害から未然に防ぐため、一般住宅の耐震化に向けた普及啓発の推進及び耐震診断や耐震改修を促進するとともに、省エネルギーによる環境に配慮した住宅整備を促進する。
- ・風水害、大火災等による建造物の災害の防衛及び耐震性の向上を図るため、「建造物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に基づく「沖縄県耐震改修促進計画」により耐震改修を推進するほか、津波への安全性確保の促進、建造物被害の減少を図る。
- ・本村は、「沖縄県耐震改修促進計画」に準じて、地域内の住宅、特定建築物の耐震化目標の達成に向け、市町村有施設等の耐震化の現況を把握し、県と連携して、計画的な耐震化を図る。
- ・また、建築物における天井の脱落防止等の落下物対策、エレベーターにおける閉じ込め防止対策、ビルにおける長周期地震動対策及び津波への耐浪性確保対策等もあわせて促進する。

○建物の耐風・耐火化【総務課、建設課】（1-1、7-1）

- ・建築物の防火及び避難等の機能確保のため、適切な維持保全の周知に努めるとともに、建築物の耐風及び耐火対策を促進する。

○ブロック塀の対策【総務課、建設課、教育課】（1-1、2-1、2-5、5-1、6-4、7-1、8-2）

- ・地震等による災害を未然に防止するため、平成30年大阪北部地震等の教訓を受け、危険なブロック塀等の撤去や、撤去後の安全な工作物等の設置に関する費用の一部補助を検討する。
- ・本村は、台風による強風対策として、ブロック塀や石垣が多数設置されており、これらの倒壊による被害を防止する。
- ・ブロック塀等の地震による倒壊危険箇所の調査を行い、危険なブロック塀の造り替えや、生け垣の構築を奨励する。
- ・特に地震・津波発生時の避難、消防活動及び緊急輸送を確保するため、避難路や緊急輸送道路の沿道、消防活動困難区域及び津波浸水想定区域の周辺等を重点に、ブロック塀等の倒壊による道路閉塞を防止する。
- ・県による、建築物の防災週間等を通して、建築基準法の遵守について指導するとともに、ブロック塀等の点検方法及び補強方法の普及啓発を行う。

○応急仮設住宅の確保【総務課、建設課】（8-5、2-7、8-6）

- ・被災後の避難生活は、地域の支援のつながりや生活の利便性を考慮して応急仮設住宅を設置し、災害時要援護者を優先して入居するように配慮する。
- ・また、バリアフリー等の設備等についても、可能な限り災害時要援護者に配慮した福祉仮設住宅を設置する。
- ・災害により住宅を失い、または破損したため居住することができなくなり、自力で住宅を確保することができない者に対し、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急処理、その他を実施する。

○小さな拠点の整備【総務課、企画課、観光商工課】（2-2、8-5）

- ・本村には、生活関連サービス施設は限られていることから、村民サービスや観光客の利用施設等の複合的な機能をもった小さな拠点づくりを進める。また、日常的な利用だけでなく、災害時にも有効活用できるよう、備蓄や太陽光発電等に配慮する。

○住環境の整備【村民生活課、建設課】（1-1、2-7、7-1）

- ・新たな「住生活基本計画（全国計画）」（平成28年）に伴い、本村に於いても令和元年に「宜野座村住生活基本計画」が策定され、住宅地については、居住環境の整備を推進するとともに、安全性の向上とゆとりのある快適な環境の確保に努める。

○中心地区の土地利用【企画課、建設課、総務課】（5-1）

- ・中心地区の魅力向上及び村民生活や来訪者のさらなる利便性の向上にむけて、宜野座村中心地区基本計画のゾーン別整備方針等を踏まえ、各施設機能やシンボルロード等の道路網、防災関連機能等の配置を検討し、安全で魅力的な本村の顔となる中心地区を創出する。
- ・また、基地返還跡地等、今後大規模な開発が見込まれる地域においては、エネルギーの多様化や自立・分散型エネルギーの導入に加えて、エネルギー融通によるエネルギーの面的利用を促進し、災害時業務継続地区（BCD）の構築を図る。

○国道329号沿道の土地利用【企画課】（5-1、8-7）

- ・商業・業務地としての国道329号沿道の基盤形成と高度利用を促進し、防災面の強化も図る。

○緑地の整備【産業振興課、建設課、観光商工課】（1-1）

- ・中心地区内及びその周辺の緑地を保全するとともに、オープンスペースの確保・整備による防災機能の向上を図る。
- ・宜野座村緑化振興会及び花の村づくり推進計画と連携を図りつつ、宜野座村緑化振興会の苗木等を活用し、幹線道路の植栽帯の緑化等による村内の緑化を推進する。
- ・地域住民の意向に応じた身近な公園・広場等の整備に努める。
- ・沖縄県緑化推進委員会や宜野座村緑化振興会等と連携し、村民向けの緑化相談や講習会等を開催し、村民の緑化意識の高揚を図る。

○空き家対策の推進【企画課、建設課】（1-1、7-1）

- ・老朽化等により、景観面や災害時の倒壊、火災延焼の拡大など安全面に支障のある空き家住宅の解消及び活用に向けた実態調査や空き家対策に取り組み、新たな居住を促し、地域コミュニティの充実を図る。

◇参考指標の現状値

指標名	該当の推進方針	現状値 (令和2年度)	備考
集落環境の整備・景観づくりの満足度	○住環境の整備	71.9%	
1人あたりの公園面積	○緑地の整備	24m ² /人	
一般住宅の耐震化率	○建物の耐震化	81.4%	
村道の改良率	○道路の整備	86.7%	

個別施策分野3 保健医療・福祉

○子育て環境の整備【健康福祉課】（8-5）

- ・本村では就学前の子育て支援は一定整備されているものの、今年度より若干名ではあるが、待機児童が出ている状況であり、待機児童の解消を含め、平成27年度からスタートした「子ども・子育て支援事業」の着実な実行や、ニーズの多様化に対応した取り組みを行う。
- ・多様な人々が安心して暮らせる村づくりのために、宜野座村に住み、結婚し、子どもを産み育てたいと考える人の希望をかなえるためにも、村としてできる交流事業や環境整備や若い世代の課題解決を図る方策を検討する。

○村民の健康づくり【健康福祉課】（1-2、1-4、2-7）

- ・生活習慣病による死亡率が高いことから、日頃の健康づくりが重要となります。また、高齢化社会への対応や、災害時の要配慮者の早めの避難の促進を確実化していくためにも、地域全体で支え合う取り組みを行う。

○感染症の予防【健康福祉課】（2-6）

- ・感染症の拡大は、災害時の避難生活環境の健康状態の低下をもたらすなど大きな影響があり、日頃から感染症を予防するため、予防接種の受診勧奨を行い、多様な方法により接種率の向上を図る。

○生涯学習の充実【教育課】（1-2、1-3）

- ・いざという時の避難にも資するよう、村民の健康づくりに資する新たなスポーツ・レクリエーションの普及促進、各種競技に関する講習会及びスポーツ教室の開催・充実に努める。
- ・各地域の自主的な生涯学習の活動を促進する。

○地域福祉の推進【健康福祉課】（1-2、1-3、1-4、2-7、2-7）

- ・日常時、災害時ともに、互いにふれ合い、支え合う関係が地域に根づくよう、村民の福祉の心や地域活動を育むとともに、地域活動団体や事業所等、多様な担い手の参画による支え合いネットワークづくりを進める。
- ・支援が必要になったときに必要なサービスが受けられるよう相談支援の充実に取り組み、すべての村民にとって安全で利用しやすいユニバーサルデザインのまちづくりを進める。
- ・地域の見守りや生活支援等が必要なケースについて話し合う、地域支え合い検討会（仮称）等を開催する。
- ・保健・医療・福祉等の連携体制の構築を図り、多様化する生活課題に対応する。
- ・地域、学校、保育所、職場、保健・医療関係団体等、健康づくりに関連のある団体・機関の連携を強化し、地域主体の健康づくり活動を支援する。
- ・介護予防や多様な生活支援のニーズに対応するため、地域の虚弱高齢者等の把握に努める。
- ・要介護状態になることを防ぐ「介護予防・日常生活支援総合事業」の充実を図り、介護予防の取り組みに加え、地域における既存の見守り支え合い活動を含め、住民が主体となった高齢者の居場所

づくりなどに取り組むことができるよう支援する。

- ・介護が必要になった場合でもできるだけ要介護状態の改善を図り、在宅での生活がより快適となるよう介護サービスの確保に努める。

○医療体制の強化【総務課、健康福祉課】（2-5）

- ・人命を守るため、医療機関や関係機関と連携し、救急医療体制の強化を図る。

○福祉面からの住宅改修【健康福祉課】（1-1）

- ・過去の大規模災害では避難環境の制約から広域避難せざるを得ない事態があった教訓も踏まえ、介護が必要となっても住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、介護保険や補助事業による住宅改修への支援を行う。

◇参考指標の現状値

指標名	該当の推進方針	現状値 (令和2年度)	備考
合計特殊出生率	○子育て環境の整備	2.29%	
認可保育所（園）定員数		318人	
放課後児童健全育成事業実施 箇所数		4箇所	
幼稚園における待機児		0人/年	
幼稚園の預かり保育		100%	
中央公民館講座の年間開催数	○生涯学習の充実	42回/年	
図書館の入館者数		9,534人/年	
蔵書冊数		44,000冊	
気軽な交流の場（サロン）	○地域福祉の推進	1 箇所	
住民福祉活動組織数		1 組織	
特定健康診査受診率	○村民の健康づくり	52.7%	
特定保健指導実施率		61.0%	

個別施策分野4 エネルギー・産業

○事業者における防災対策の強化【総務課、企画課、産業振興課】（5-1、5-2、6-1）

- ・各事業者は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、災害時においても重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化の推進、石油・プロパン（LP）ガス・液化天然ガス（LNG）等の備蓄可能な燃料の確保のほか、高効率コージェネレーション、燃料電池、蓄電池、再生可能エネルギー等の自立分散型エネルギーの導入を検討する。また、予想される被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応計画の策定及び取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。また、村は宜野座村地域防災計画等を通じて事業者への普及啓発を検討する。

○人口の転出抑制【企画課】（8-5）

- ・雇用の創出、生活環境（買い物、交通等）の向上のほか、大規模災害によるコミュニティの崩壊を防止する観点からも、地域コミュニティにおける配慮で転出を抑制する。

○情報通信産業の維持【企画課】（5-3）

- ・情報通信（IT）産業は、稼ぐ力となる可能性があるほか、災害時の有効活用も考えられる視点を取り入れ、入居企業の誘致や労働生産性の向上等に取り組む。

○地域に根ざした産業の維持【企画課】（5-1、5-4）

- ・基盤となるもの、雇用を生むもの、地域に根差した産業振興は、災害時においても安定的な流通、食糧確保、雇用確保にも結びつく可能性があることを加味し、宜野座村総合計画等にも位置づけ、積極的な振興を行う。

○雇用の創出【企画課、観光商工課、産業振興課】（5-1、5-4）

- ・人口維持・増加にむけて、とりわけ子育て世代を中心とした生産年齢人口の流入、定住促進を図る必要があり、日常時・災害後のまちづくりを担う人材の安定的な確保の観点からも、魅力ある働く場所の確保が必要である。
- ・進学や就職等で一時的に本村を離れた若年層が、一人でも多く戻ってきて安心して働けるよう、また新たな移住者が本村を移住先として選んでもらえるよう、基幹産業である農水産業（第一次産業）の振興はもとより、地域に根ざす事業所（第二次、第三次）の振興を図るとともに、サプライチェーンの安定化や雇用の維持にも配慮しながら、地域資源を活かした新商品開発、販路拡大等による新たな事業化（6次産業化の支援）、起業しやすい環境づくりなどにより、魅力ある雇用の場の確保・創出を図る。

○教育の情報化【教育課】（1-6）

- ・情報教育の推進を図るため、IT指導員の配置や教職員のICT機器活用及び指導力の向上、宜野座村ITオペレーションパークの協力による講話等に取り組む。

○多言語化対応【観光商工課】（1-6）

- ・災害時の外国人支援にも有効なことから、多言語化対応等の観光案内サインの整備を推進する。

○情報通信技術を活用した観光対応【観光商工課】（4-1）

- ・災害時の情報提供にも資するWi-Fi等の情報通信技術を活用した観光案内を検討する。

○企業の誘致【企画課】（8-2）

- ・防災・減災対策に配慮しながら、リゾートホテル等の観光関連施設やIT企業の誘致活動を積極的に推進する。

◇参考指標の現状値

指標名	該当の推進方針	現状値 (令和2年度)	備考
自治会加入率	○人口の転出抑制	72.6%	
むらづくりアドバイザー委嘱 人数		6人	
本村の完全失業率	○雇用の創出	4.5%	

個別施策分野5 情報通信

○情報通信関連産業の立地を活かした産業振興【企画課】（5-3）

- ・宜野座村ITオペレーションパークへの企業誘致や施設の機能強化等、情報通信関連産業の立地を活かし、防災・減災対策を講じながら産業振興に努める。

○行政のデジタル化【総務課】（3-2）

- ・村内の情報通信基盤の確立に努めつつ、村役場職員をはじめ村民におけるICTの知識・技術の向上を図り、医療、福祉、防災、地域活性化等の各分野でのICTの利活用を推進する。さらに、行政サービスの向上・高度化や行政業務システムの効率化、情報セキュリティ対策を向上するため、さらなる電子自治体を推進する。
- ・防災・防犯、観光・農水産業の振興、健康福祉等、幅広い分野におけるICTの利活用を関係機関や民間企業等と連携して推進する。
- ・村民の情報通信技術や情報セキュリティの向上、インターネットの普及を図るため、関係機関や民間企業等と連携した高齢者でもわかりやすいIT講座の開催をはじめ、ICTを利用した生涯学習を推進する。
- ・ICTを活用したむらづくりや行政サービス等の向上を図るため、「（仮称）宜野座村地域情報化計画」を策定し、計画で位置づけた施策を推進する。
- ・インターネットの媒体を利用した村公式ホームページやSNS、公衆無線LAN（Wi-Fi※1）等を効率的に活用し、村政情報の内容充実をはじめ、わかりやすく見やすい情報を公開・発信する。
- ・電子媒体を使った電子申請・電子調達システムの拡充、施設予約システム等、利便性の高い行政サービスの提供及び行政手続きの電子化を推進する。
- ・庁内の情報システムについては、恩納村と共同で自治体クラウドを導入済みであるが、マイナンバー制度の導入や技術革新等を踏まえつつ、様々な庁内情報システムの構築を図り、行政事務の簡素化・効率化・合理化に努める。
- ・情報化社会に対応していくため、村役場職員の情報関連知識の向上を含めた総合的な情報セキュリティ対策の強化を進める。
- ・各種情報システムの導入による公共施設間のネットワーク化に努めるとともに、各種申請や公共施設の利用に関する手続きのオンライン化等によるICTを活用した村民サービスの向上や行政事務の効率化を進める。

◇参考指標の現状値

指標名	該当の推進方針	現状値 (令和2年度)	備考
宜野座村サーバーファームの入居企業数	○情報通信関連産業の立地を活かした産業振興	9社	
宜野座村サーバーファーム入居企業の就業者数		250人	

個別施策分野6 交通・物流

○災害時の交通確保【総務課、建設課】（2-1、2-5、5-1、5-4）

- ・大規模災害発生時には、災害対策要員や負傷者、物資及び資機材等多様かつ大量の輸送需要が生じる。こうした輸送を円滑に行うためには、輸送用車両等の確保とあわせて、輸送を円滑に行うための事前措置として、緊急通行車両が交通渋滞で機能麻痺しないよう、重要路線等の交通規制計画を作成する。それにあわせて、必要な災害時交通規制用情報板の整備、交通誘導のための警備業者との協力協定の締結及び交通施設の耐震性確保等を図る。

○道路啓開体制の確保【総務課、建設課】（2-1、2-5、5-1、5-4、8-2）

- ・道路の途絶による人命救助や救援活動の遅れを防ぐため、道路啓開計画を策定し、災害発生後すみやかに道路の被害状況を把握し、通行に障害のある場合直ちに啓開できる体制を、沖縄総合事務局開発建設部及び建設業協会など関係団体の協力も得て確保する。

○身近な生活環境の整備【総務課】（6-4）

- ・人口規模の小さな本村においては、日常的な買い物・ショッピング等の商業施設やかんな病院以外の病院・医療施設はほとんどなく、移動は車社会であること等から、生活関連サービス施設の利便性の向上や施設の充実（施設誘致や既存施設の充実）が求められ、公共交通の安定的な確保の観点からも、村内や周辺市町村の広域におけるバス等の交通利便性の検討を行う。

○新たな公共交通システムの導入【総務課】（6-4）

- ・公共交通のリダンダンシーを高める観点からも、沖縄県による鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入を促進する。
- ・村内の交通弱者の利便性向上に資する村内巡回交通手段・システムの検討をはじめ、隣接市町または北部広域、民間企業等と連携して新たな交通手段を検討する。

◇参考指標の現状値

指標名	該当の推進方針	現状値 (令和2年度)	備考
村道の改良率	○災害時の交通確保 ○身近な生活環境の整備	86.7%	

個別施策分野7 農林水産

○治山の促進【産業振興課、建設課】（1-4、7-2、7-3、7-4、7-5）

- ・本村の山地の多くを軍用地が占めているが、山林地域における侵食防止や水源かん養機能の強化などを促進し、山地に起因する災害の未然防止に努める。

○海岸保全の促進【建設課、産業振興課】（1-2、7-3、8-5、8-7）

- ・本村の潟原海岸や宜野座海岸、宜野座漁港及び漢那漁港などは海岸保全区域に指定されており、海水による侵食または高潮及び波浪などから海岸を防御するため、離岸堤や海岸護岸の整備等、高潮対策及び侵食対策事業などの海岸保全事業を促進するとともに、防風林や防潮林の保全育成を図る。

○農地の防災対策【産業振興課】（1-4、7-3、7-4、7-5、8-3）

- ・農地被害は、特に液状化をはじめとする地盤災害や周辺河川・ため池等の決壊や大雨、洪水または津波の浸水等による二次災害としてあらわれる。これらの被害の軽減するための事前対策として、農地防災事業を計画的に推進し、被害の拡大防止に努める。

○林野火災の予防【総務課】（2-3、7-4）

- ・本村の総面積の約半分が森林地域となっており、その大部分が米軍基地施設に占められているが、林野火災による災害の拡大防止及び火災の発生を未然に防止するための対策を講ずる。
- ・本村は、国や県及び関係機関とともに、村及び周辺地域の消防地域を管轄する金武地区消防組合等の施設や林野火災対策用資機材の整備に努めるとともに、ヘリコプターによる空中消火等補給基地の整備の促進を図る。

○耕作放棄地等の活用【企画課、農業委員会】（7-4、8-6）

- ・日常時・災害後のまちづくりを担う人材の安定的な確保の観点からも、移住・定住を促進し、適切な土地利用（耕作放棄地等の農地活用等）を行う。

○農水産業の維持【産業振興課】（7-4、8-5）

- ・農水産業は稼ぐ力のある産業であり、災害時の食料の確保の観点からも重要なことから、後継者の確保・育成など、将来的にも維持できる振興策を行う。

○農用地の利用【産業振興課、農業委員会】（1-4、7-5、7-4、8-5）

- ・農用地は米軍施設・区域を除いた村域の約半分を占めており、これまで農業基盤整備事業、農業構造改善事業等を積極的に実施し、その整備率は県内でも高い実績を誇るが、基盤整備等で地形を改変したことにより、赤土流出の主な要因ともなっている。引き続き、災害防止の観点も含めて赤土流出防止に努めつつ農業基盤整備を進め、優良農用地の確保を図る。

○暴風・防潮林の整備【産業振興課】（1-3）

- ・農地や農業施設等の生産機能の向上及び集落の環境向上を図るため、防風・防潮林の植栽を推進する。

○農業振興地域の見直し【産業振興課、農業委員会】（5-4、7-5）

- ・国が示す「食料・農業・農村基本計画」や「攻めの農林水産業」、「農林漁業の6次産業化の推進」等を踏まえ、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」及び「人・農地プラン」、「農村振興基本計画」、「農村振興地域整備計画」の作成及び更新を行うとともに、防災・減災の観点も折り込みながら、農業振興地域の見直し等に取り組む。

○農産物の安定供給【産業振興課、観光商工課】（5-4、7-6）

- ・「有機の里宜野座村」の定着を図るため、エコファーマーの育成・認定者の増加に取り組むとともに、農家との連携による堆肥利用や農業アドバイザーによる減農薬・有機栽培等の環境保全型農業を促進し、安心・安全な農産物の生産・販売の普及を図る。
- ・消費者や市場から信頼される安心・安全の産地ブランド形成にむけて、拠点産地に認定されたマンゴー等の栽培技術の向上や、防風・防潮施設の充実等による高品質で安定的な農産物の生産に取り組むとともに、新たな熱帯果樹（アテモヤ、レンブ等）の果樹生産を振興する。
- ・ベビーリーフやイチゴ等を本村の特産品とし、農業施設等生産条件の整備や生産農家への技術指導や販路拡大等の支援に努める。
- ・健康食材のイメージや地元食材としての観光資源及び伝統的な地域の食文化の継承等との関連づけを強化し、栽培技術の向上等による伝統的農作物（島野菜・果実等）の生産を振興する。
- ・地域全体で支える農業の仕組みづくりとして、道の駅「ぎのぎ」での地元農作物や特産品の販売促進をはじめ、学校給食や観光関連施設等との協力・連携等による地産地消及び地元食材の供給拡大を推進する。

○農業技術の向上【産業振興課】（5-4）

- ・農畜産物の品質や生産性の向上及び販売・流通の拡充は強くしなやかな地域づくりに資することから、IT技術や先進技術の導入を検討する。
- ・農家・関連組織・行政等の連携を充実するとともに、農業従事者の技術向上のための講習会の開催等、農業技術の継承と発展に努める。

○農業の担い手の育成【産業振興課、農業委員会】（5-4、8-2）

- ・農業の担い手の育成・確保を図り、食料の確保や安定供給のために、宜野座村農業後継者等育成センターにおける農業研修等のさらなる充実や、センター内の加工施設を活用した6次産業化にむけた取り組みを進め、新規就農者への就農技術の修得や農家直接販売等、担い手農家の安定収入の確保に取り組む。

○水産物の安定供給【産業振興課、観光商工課】（5-4）

- ・養殖漁業を推進するため、モズク養殖の充実と安定生産の確立や、海ぶどう養殖技術を活かした生産拡大のための施設整備に取り組む。
- ・漁場の枯渇を防ぐため、魚種や貝類等の放流事業の強化を図るとともに、宜野座村漁業協同組合と宜野座村農山漁村生活研究会との連携による低・未利用資源（ホンダワラ等）の活用を促す商品開発や研究を支援する。
- ・機能保全計画書に基づき、漁港や漁場の各施設機能の日常的な保守点検や維持保全、改修等の老朽化対策をはじめ、防災対策等も含めた安全・安心に操業できる施設の整備を図る。
- ・高値で取引される活魚等、漁業者による創意工夫を活かした新たな漁具・漁法等の導入を促進するとともに、新規漁業への着業を促進する。
- ・操業時間・燃油コストの削減を図るため、表中層浮魚礁等の漁礁の設置、漁場の合理的な利用、オゴノリ・スウナ等の藻類やシャコガイ等の貝類等の新たな養殖場の開発を促進し、資源管理型漁業を推進する。
- ・宜野座村漁業協同組合や宜野座村農山漁村生活研究会、宜野座村商工会等と連携して、水産資源を活用した商品開発、漁村漁民活性化施設や道の駅「ぎのぎ」等を利用した販路拡大の促進を図る。
- ・漁業経営の規模拡大、漁船の近代化を促進するとともに、燃料費補助等の操業の支援、利子補給等の支援制度を充実し、漁業経営の安定化に努める。

○漁村漁民との交流【産業振興課、観光商工課】（5-4、7-6）

- ・宜野座村漁業組合（観光部）と宜野座村観光協会が連携し、海に関する体験型観光プログラムや情報発信等の充実を促進するとともに、漁村漁民活性化施設を拠点として、子どもや帰宅困難者対策にも配慮しながら、地元の児童生徒や観光客等の受け入れ体制の強化を促進する。
- ・宜野座村漁業協同組合の組織強化、漁業情報交換、漁民間の交流等を促進するとともに、健全な経営に向けた支援を行う。

◇参考指標の現状値

指標名	該当の推進方針	現状値 (令和2年度)	備考
エコファーマー認定農家数	○農水産業の維持 ○農業の担い手の育成	延べ44人	
認定農業者数		47人	
認定新規農業者数		延べ22人	
遊休農地面積	○耕作放棄地等の活用	282,226㎡	
藻類取扱量	○農水産業の維持	347 t	
漁業就業者数		86人	
漁獲金額	○水産物の安定供給	133百万円	

個別施策分野8 環境

○公共施設の地球温暖化対策【すべての課】（1-1、2-7、3-2、6-1）

- ・今後の老朽化に向けて法定点検の結果や耐用年数等から事前に大規模改修時期を把握し、災害時の停電下での利活用も想定しながら、地球温暖化対策も考慮した修繕を行う（役場庁舎のZEB化・太陽光発電設備の設置・空調換気設備省エネ化・照明施設のLED化・蓄電池設備の導入・BEMS（空調監視システム）機器導入等）令和2年度～令和3年度にかけて役場本庁舎全体の空調、換気システムや太陽光発電設備、LED照明機器等の大規模改修を予定しており、建物のZEB化を予定している。

○河川環境の回復【村民生活課、企画課】（8-5）

- ・漢那福地川、宜野座福地川、慶武原川、松田鍋川の周辺では、開発の抑制、水質汚濁の防止によりその環境を保全するとともに、自然景観の回復と活用に努める。

○海岸域の利用【建設課、企画課、産業振興課】（8-5）

- ・太平洋に臨む海岸線一帯を海岸保全区域とし、防風・防潮林及び防風垣を造成するとともに、修景緑化と環境美化に努め、美しい自然の海岸線の保全を図る。
- ・海岸域は、湾曲の多い複雑な形状となっており、干潟や岩礁、砂浜等、美しい自然の海浜景観が保全され、漢那ビーチは海水浴場として多くの人々に利用されている。太平洋側に発達したイノー（礁湖）は、宜野座漁港、漢那漁港を拠点にした魚介類及びモズク養殖等の大切な漁場であり、また浜下り等村民の年中行事等の空間ともなっている。陸側には農地や集落を包護するアダンやモクマオウ等の防風・防潮林が発達している。こうした美しい自然海岸を保全し、農地や集落への環境圧を低減する防風・防潮林の保全・創出に努めるとともに、人々が利用しやすい海岸域の環境整備を行う。また、潟原の干潟は、村内でも固有な自然環境（砂浜、干潟、マングローブ林等）がみられ、学習・交流等の場としてこれらの資源を活かす。

○地球温暖化対策の推進【総務課、村民生活課、産業振興課】（8-5）

- ・新エネルギーの導入については、費用対効果等も十分に考慮し、地域に適した実現性の高い地域エネルギーの可能性を検討する。
- ・宜野座村地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、省資源、省エネルギー、リサイクル等の環境に配慮した取り組みを行政自らが率先して取り組む。
- ・家庭や事業所、ホテル等では、エネルギーの分散化や安定供給の観点に考慮し、環境に負荷の少ない太陽光・太陽熱等の自然エネルギーの活用を促進する。
- ・地球温暖化対策を加速し、低炭素社会の構築をめざすとともに、良好な大気環境の保全に向けて、自然エネルギー等の新エネルギーの導入を推進する。
- ・工場やホテル等における燃料利用に際しては、CO2排出の少ない天然ガスも含めたエネルギーの多様化や自立分散型エネルギーの導入を図るなど自然環境や地球環境に配慮したエネルギーの利用を促進する。

○循環型社会の形成【産業振興課、村民生活課】（8-1）

- ・ 沖縄北部森林組合や地域・農家等と連携して、宜野座村堆肥センター及びオガコ製造施設を活用した耕畜連携農業や資源循環型農業を推進し、地域ぐるみによる循環型社会の形成を図る。
- ・ 循環型社会の形成に向けて、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rを進める。また、発生した廃棄物を適正に処理するための広域的・総合的なシステムを形成する。さらに、廃棄物の不法投棄等、不適正な処理防止に努める。

○水環境の確保【産業振興課】（8-5、7-4）

- ・ 農用地における耕土流出対策や森林の適切な維持管理、水辺地等の保全による河川及び沿岸域の自然浄化能力の維持・回復、地下水の適正な利用等を通じ、水環境への負荷を低減し、健全な水循環の確保を図る必要がある。また、土壌汚染の防止と汚染土壌による被害の防止に努める。

○自然環境の維持・形成【村民生活課、産業振興課】（8-5）

- ・ 高い価値を有する原生的な自然については、厳正な保全を図る。また、野生生物の生息・生育、自然風景、稀少性等の観点からみて優れている自然については、行為規制等により適正な保全を図る。二次的な自然については、地域による保全活動を促進し、自然環境の維持・形成を図る。自然が劣化・減少した地域については、自然の再生・創出により質的向上・量的確保を図る。この場合、固有生物の多様性を確保する観点から、外来生物の侵入防止や生き物の生息・生育空間となる自然や緑地のネットワークの形成に配慮する。また、それぞれの自然の特性に応じて自然とのふれあいの場を確保する。さらに、固有種等貴重な動植物群やサンゴ礁等の優れた自然環境については、世界に誇れる遺産として、健全な地域個体群の維持を図るため、関係機関と連携し科学的・計画的な保護管理を図る。

○良好な環境の確保【産業振興課、村民生活課、建設課、企画課】（8-5、7-4）

- ・ 自然環境の保全を優先にしつつ農業的土地利用を基本とする計画的な土地利用、定住促進と地域活力を生み出す土地利用を基本に、農業振興地域整備計画、道路整備計画、保安林等の指定地域を踏まえ、土地利用の指針を定める国土利用計画や農業振興地域等を定める農業振興地域整備計画等を定期的に見直し、土地利用指針の確立を進める。
- ・ 集落周辺や海岸近くの森林の保全に努めるとともに、ダム湖面及び周辺の整備等、自然資源を活かした地域振興に資する土地利用を検討する。
- ・ 良好な環境を確保するため、事業の特性を踏まえつつ公共事業等の位置・規模等の検討段階において環境的側面の検討を行うこと及び事業の実施段階において環境影響評価を実施することなどにより、適切な環境配慮を促進し、土地利用の適正化を図る。また、開発行為等について「沖縄県土保全条例」、「沖縄県赤土等流出防止条例」など災害防止を盛り込んだ各種規制措置等により適切に対処する。
- ・ 「宜野座村赤土等の流出汚染防止条例」や「宜野座村赤土等の流出汚染防止対策推進協議会」をはじめ、農用地の勾配修正、緑化拡充による赤土流出の防止に取り組む。

◇参考指標の現状値

指標名	該当の推進方針	現状値 (令和2年度)	備考
自然環境の保全に関する満足度	○河川環境の回復 ○海岸域の利用 ○自然環境の維持・形成 ○良好な環境の確保	41.7%	
村民一人当たり1日のごみ排出量	○循環型社会の形成	921 g	
資源ごみの年間回収量		136 t	
一般廃棄物の再生利用率		9.3%	
集落排水の接続率	○水環境の確保	97.8%	

個別施策分野9 土地利用

○災害に強い集落構【すべての課】（1-1、1-2、1-3、1-4、7-1、7-3、7-5、8-3、8-7）

- ・環境との共生や景観の保全、災害の防止等の安全性に配慮しながら、定住の促進、産業基盤の強化や観光・交流の促進を重視した地域活性化に効果的な土地利用を誘導していく。
- ・本村の山地や河川などの村土基盤、並びに建築物及び土木構造物に着目し、風水害や地震・津波などが発生しても被害を最小限に止め、復旧や復興しやすい構造としていく。
- ・村土については、公共の福祉優先の原則に立ち、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮した適正な利用が図られるよう、各種の規制措置、誘導措置等を通じた総合的な対策を推進する。
- ・災害に強い村土の形成に向け、村土に占める割合の大きい森林や農地をはじめ、保安林等森林地域等の保全による保水力の向上に努めるとともに、各種開発に際しては斜面地の崩壊防止等自然条件に対して十分に配慮する必要がある。また、陸域における土砂流出防止に努めるとともに、台風や津波へ対応した河川・海岸域等における治水施設等の整備を図る。
- ・宅地等における安全性の確保を図るため、基幹的交通・通信ネットワークの代替性の確保に努めるとともに、宅地等においては、防災に配慮した土地利用への誘導、地域防災拠点等の充実、オープンスペースの確保、危険地域についての情報の周知等を図る。

○住宅の確保【企画課】（8-5）

- ・日常時の活性化や災害時の風評被害を防止する観点からも、「行きたい、住みたい、住み続けたい宜野座村」の魅力を各層に向けて発信し、住宅確保を支援する。

○森林域の利用【企画課】（1-4、1-7、7-3、7-5、8-5）

- ・村土の過半を占める森林域は、宜野座村の自然・生活環境の基盤であり、今後とも地域の資源、財産として永続的に保全するとともに、一部では、その豊かな自然環境を活かした地域の振興が図れるよう、自然環境と調和のとれた土地利用を検討する。

○集落の整備【建設課、産業振興課、村民生活課】（1-1、7-1）

- ・宜野座村の集落は、国道329号周辺に6集落が房状に立地しており、中でも宜野座区は、村役場をはじめとする公用・公共用施設用地が集積する本村の中心地区となっている。今後は、新たな住宅地ニーズに応じて計画的に住宅地を確保する必要がある。また、畜舎や墓地及び各種開発について、適正な規制・誘導を進め、安全で快適な生活環境を確保していく。

○民間開発【企画課】（5-3、2-4）

- ・開発許可制度等により適切な開発指導を図り、環境保全と調和に十分に配慮した工法の導入等、環境と調和する土地開発への誘導に努める。

海洋型健康増進施設や海岸隣接集落との調和や保安林の適切な確保を図りつつ、海浜を活用した交流・レクリエーション空間の創出を推進する。

海岸域を中心にレクリエーション区域として位置づけられた区域については、これまで宜野座村

ITオペレーションパークや宜野座カントリークラブ等が立地し、民間企業によるリゾート開発が進みつつあり、今後も計画等の動きがみられる。引き続き、魅力あふれる区域の形成に向けて、社会経済動向を踏まえ、長期的な展望に立った取り組みを行う。

○自然と調和した土地利用【すべての課】（8-5）

・村民にとって、自然の豊かさを感じる生活と様々な生産活動は、山から海まで至る循環した自然の営みの中でその恩恵を享受し、成り立っている。新たな経済活動の振興をはかる場面においても、このバランスのとれた空間の魅力が前提であり、誘引または立地の基礎条件となる。したがって、村民の生活や生産活動、開発行為等、全ての土地利用に関する分野で、自然環境の循環に配慮した土地利用や技術、体制、使用面での工夫を展開し、自然と調和した村土を築き上げる。

○緑と水辺を守る土地利用【企画課】（8-5）

・本村の緑・水辺空間は、固有の動植物が生息する貴重な空間であると同時に、特に森林域は水を蓄え、災害を防ぐ装置として村民の生活・生産活動を支え、河川や海岸域の環境を保全する役割を担っている。本村では、この緑空間の骨格となる古知屋岳から漢那岳にいたる北側分水嶺から南側の村土の約3分の1の森林地域を保全する。また、道路、河川、集落等、あらゆる空間で緑を創ることで緑をつなぎ、動植物が生息できる空間を広げ、自然と共生する村土を形成する。

○リゾート・レクリエーション空間の形成【企画課】（8-5）

・本村では、湖面や河川、海岸域を活かしたリゾート・レクリエーション空間の形成に向けた取り組みを進めており、防災面にも配慮しつつ、今後とも本村の自然資源を活かした多様な余暇活動での活用を行う。

○農地の活用【産業振興課、農業委員会】（8-5、7-5）

・段丘や低地に広がる農用地区域一帯を農業振興のために必要な農業区域とし、自然環境に配慮した農業生産基盤の整備を進めつつ、優良農地を確保するとともに、農地の流動化・高度利用等により優良農地の効率的利用を促進する。

・農地は、生産基盤の整った優良農地を有効活用するため、委託経営や利用集積など農地の流動化を促進し、その保全・活用に努める必要がある。また、農地における安定生産はもとより、イノーにおける漁業生産の持続的発展及び河川、海浜域、イノーの自然環境を保全するため、防風林や耕土流出防止対策を強化し、環境への負荷の低減に配慮した農業生産を促進する。さらに、安全な食料の供給及び本村の自然環境の保全につながる有機栽培を促進し、国土強靱化の視点からも安全な村土の形成を図る。

○森林の活用【産業振興課】（8-5、7-5）

・森林は、均衡のとれた村土の発展を図る上でも、北側分水嶺から南側の村土の約3分の1の区域を保全森林として永続的に保存する。また、村内における自然生態系の保全、再生を図るため、河川・海岸域、集落域周辺における造林を推進し、生物生息空間をつなげ、広がりのある緑空間のネットワーク

ークに努める。

○原野の有効活用【すべての課】（8-5、2-1、5-4、8-6）

- ・原野は、村土の有効利用を図るため、防災対策や環境保全に配慮しつつ、農用地、住宅地、事務所、店舗等の宅地、公共施設用地等への転換を促進する。ただし、環境保全上重要な機能を有するもの、または貴重な文化資源を包蔵するもの等については、その保全を図る必要がある。
- ・採草放牧地としての土地利用は本村にはみられないが、安全な食料の供給にも資することから、原野から採草放牧地に転換されるものについては、その保全・活用を図る。

○水面の活用【企画課、産業振興課】（8-5、2-4、7-4）

- ・カタバル干潟地域を海岸活用区域とし、関係部局・機関の連携のもと、その自然環境を保全しつつ、エコツーリズム等、自然環境を活かした展開について検討する。
- ・水面は、農業用水及び防災面でも重要な機能を有していることから、今後とも保全するとともに、水面を活かした多面的なレクリエーション機能の強化とアクセス利便性の向上を図る必要がある。水路は、特に農地の赤土流出対策を強化するとともに、その他、生活・産業排水等についても適切な処理を促進する。さらに、水面・河川・水路に係る施設の適切な維持管理・更新を通じて、既存用地の持続的な利用を図る。

○住宅地の整備【村民生活課、建設課】（8-5、1-1、7-1）

- ・住宅地は、まとまった新規住宅地を主要な幹線道路沿道に、既存の自然環境及び景観等へ配慮しつつ形成する。既存集落内では、集落内の未利用地等の有効利用を促進し、集落域の拡大については、周辺の農地の状況に応じ、適切な範囲で拡大を図る。なお、新規宅地の立地は各字のコミュニティ及び生活基盤の設置等、防災面を鑑み、できる限り散在しないよう、まとまりのある住宅地の形成を促進する。また、集落内及び宅地内の緑化や、集落周辺の史跡・御嶽、湧泉等の保全・活用を促進する。

○産業用地の確保【企画課、産業振興課】（7-4、8-5、8-6）

- ・工場の新規立地ニーズに対しては、CO2排出の少ない天然ガスも含めたエネルギーの多様化や自立分散型エネルギーの導入に加え、それぞれのエネルギーを融通可能で面的な利用を図るなど自然環境や生活環境に配慮した立地を促進するとともに、公害対策や緩衝緑地の確保等、適切な配置・誘導を促進する。
- ・事務所、店舗等は、幹線道路沿道への集積を促進しつつ、かつ集落との調和に配慮した施設整備を促進する。

○公共用地の確保【すべての課】（1-1、7-1）

- ・公用・公共用施設用地については、既存の公用・公共核（役場周辺）の拡充を図るため、国道329号宜野座改良沿道に新たな公用・公共用施設を配置し、公的サービス機能の拡充を図る。なお、新規機能の導入ニーズに関しては、既存施設の活用も併せ防災面を含めた総合的な観点から機能の導入・配置方策を検討する。さらに、集落内においては災害時にも利活用が可能なように、住民が集える広

場等の確保を図る。

○レクリエーション用地の確保【企画課、観光商工課】（8-5、2-4）

- ・漢那福地川及び宜野座福地川周辺の豊かな自然を活かした観光情報拠点施設及び親水公園等を整備する。
- ・レクリエーション用地は、湖面及び河川河畔、その周辺の森林域で、これらの自然資源を活かすことを基本としたレクリエーション空間の形成を図る。
- ・また、沿岸域は、本県の広域的な観光・レクリエーション動向を鑑みつつ、本村の海浜景観を活かしたレクリエーション施設の立地を誘導する。その立地に際しては陸域への生産・生活環境に影響を与えないよう、国土強靱化の観点から保安林を保全・造林するとともに、海岸地形の改変がないようその利用を促す。なお、海岸域は、本村の水産業を振興する上でも貴重な空間であるため、海域利用の共存に努める。

○農地の有効利用【産業振興課、農業委員会】（7-5）

- ・農地については、食料の確保や流通の途絶等も考慮しながら、効率的かつ安定的な農業経営の担い手への農用地の集積を促進し、休耕地の解消など、農地の有効利用を促進する。

○森林の有効利用【産業振興課、企画課】（8-5、2-2）

- ・森林区域のうち、北側分水嶺から南側の村土の約3分の1の区域を「森林保全区域」として永久に保全し、火災等により消失した森林については復元を原則とする。
- ・森林のうち、自然とのふれあいや癒しの場として価値の高い森林については、森林環境教育や、レクリエーション利用の場として総合的な利用を図る。また、集落周辺の森林については、利用状況及び森林としての諸機能の発揮に応じて、自然環境の保全に配慮しつつ、その有効利用を図る。

○水面・河川・水路の有効利用【企画課】（8-5、7-1）

- ・河川・海浜の親水化整備やマングローブ等の既存植生の保全・活用等、地域と連携して宜野座福地川の整備計画を検討する。
- ・漢那福地川や宜野座福地川等、各河川周辺一帯を河川保全活用区域とし、河川、河口及びその周辺一帯の開発抑制及び水質汚濁の防止に努めるとともに、自然環境の復元とあわせて、遊歩道の整備や緑化等により憩いの場を設ける等、人と自然がふれあえる空間づくりを進める。
- ・水面・河川・水路については、治水及び利水の機能の発揮に留意しつつ、生物の多様な生息・生育環境としての機能の発揮のために必要な水量・水質の確保や整備を図るとともに、周辺の景観と一体となった水辺空間や水と人とのふれあいの場の形成を図る。

○低未利用地の利用【産業振興課、農業委員会】（8-5、7-5）

- ・低未利用地のうち、耕作放棄地については、村土の有効利用並びに村土及び環境の保全の観点から、周辺土地利用との調整を図りつつ、農地保有合理化法人等による農用地の有効活用を積極的に促進するとともに、地域の状況に応じ、活性化のための施設用地、森林等への転換を図る。

○計画的な土地利用【すべての課】（7-5、8-5）

- ・土地利用の転換を図る場合には、防災安全上の配慮を前提に、その転換の不可逆性及び影響の大きさに十分留意した上で、人口及び産業の動向、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備状況その他の自然的・社会的条件を勘案して適正に行う。また、転換途上であっても、これらの条件の変化を勘案して必要があるときは、速やかに計画の見直し等の適切な措置を講ずる。さらに、低未利用地の有効利用を通じて、自然的土地利用からの転換を抑制することを基本とする。

○森林・原野等の適切な利用転換【産業振興課、企画課】（7-5、8-5）

- ・森林の利用転換を行う場合には、森林の保続培養に留意しつつ、災害の発生、景観や自然環境の悪化等公益的機能低下の防止に十分配慮して、周辺の土地利用との調整を図る。また、原野等の利用転換を行う場合には、環境の保全に配慮しつつ、周辺の土地利用との調整を図る。

○農地の適切な利用転換【農業委員会、産業振興課】（7-5、8-5）

- ・農地の利用転換については、農産物の生産の確保、農業経営の安定及び地域農業や地域景観等に及ぼす影響に十分留意するとともに、周辺の土地利用との総合的な調整を図りつつ、無秩序な転用を抑制し、優良農用地が適正に確保できるよう十分配慮する。農地と宅地が混在する地域においては、土地利用の混在による弊害を防止するため、住民意向に配慮しつつ、まとまりのある土地利用を図る。

○大規模な土地利用の転換の際の配慮【すべての課】（8-5）

- ・大規模な土地利用の転換については、その影響が広範であるため、周辺地域をも含めて事前に十分な調査を行い、村土の保全と安全性の確保、環境の保全等に配慮しつつ、適正な土地利用の確保を図る必要がある。また、総合計画や各種関連計画との整合を図るとともに、地域住民の意向等を踏まえたうえで、適切な対応を図る。

◇参考指標の現状値

指標名	該当の推進方針	現状値 (令和2年度)	備考
自然環境の保全に関する満足度	○計画的な土地利用	41.7%	
遊休農地面積	○農地の有効利用	282,226㎡	
1人あたりの公園面積	○レクリエーション用地の確保	24㎡/人	

〈横断的分野の推進方針〉

再掲する項目については●表示とします。

【】内は担当部署、内は該当するリスクシナリオをそれぞれ記載します。

横断的分野1 リスクコミュニケーション

○災害に強いひとづくり【総務課】（2-3、3-1、3-2、8-5）

- ・災害に強いひとづくりに着目し、各種災害についての意識や知識、行動力、組織及び連携力を向上させ、災害に対する適切な行動や組織的対応が取れるようにするための対策を講じる。

○プロモーション【企画課】（8-2、8-5）

- ・周辺市町村や沖縄本島の北部地域をはじめ、友好都市等との共同イベントの開催や交通・産業等の政策連携等、広域連携による新たな魅力の創出等を行い、災害時の協力関係の構築も図る。

○広域連携【企画課】（1-2、1-4、8-5）

- ・村民みんなが健康で、災害時にも安心して暮らし、住んで誇れる地域づくりやむらの魅力向上等につながる広域連携を行う。

○土地利用に関する情報の整備【すべての課】（7-3、8-5）

- ・村土の適正な利用を図るため、必要に応じて土地利用の現況や自然的、社会的、文化的条件などの村土に関する基礎的調査や村土利用に関する実態把握等を行うとともに、開発行為や土地利用転換等に関する情報の事前の収集整備に努め、適切な措置を講じる。また、それらの情報が有効かつ的確に利活用されるようシステム化を図ること等により、土地利用等の適切な運用に資するとともに、災害からの復興時の土地利用の効率的な検討にも資することから、住民の村土に関する理解の促進を図るため、調査結果の普及、啓発に努める。
- ・道路管理業務の効率化・高度化を図るため、道路台帳管理システムの導入を検討する。

○地域における子育ての支援【健康福祉課】（8-4）

- ・地域における子育て相談や家庭保育等の子どもや保護者の交流の場となる地域子育て支援センターの充実を図る。
- ・各種子育てサービスや育児サークル等の子育て関連情報を発信するとともに、民生委員児童委員等と連携した地域における子育て支援を行い、コミュニティの向上にもつなげていく。

◇参考指標の現状値

指標名	該当の推進方針	現状値 (令和2年度)	備考
自主防災組織の立ち上げ	○災害に強いひとづくり	1区	各地区の自主防災組織の立ち上げ
合計特殊出生率	○地域における子育ての支援	2.29%	
認可保育所（園）定員数		318人	
放課後児童健全育成事業実施箇所数		4箇所	
幼稚園における待機児		0人/年	
幼稚園の預かり保育		100%	

横断的分野2 人材育成

○防災意識の啓発【総務課】（1-1、1-2、1-3、1-4、2-7）

- ・災害を最小限に食い止めるには、防災関係機関による各種災害対策の推進はもとより、村民一人ひとりが日頃から防災についての認識を高め、災害から自己を守るとともにお互いに助け合うという意識行動が必要である。
- ・また災害応急対策の迅速確実な実施を期するため、普段における必要な訓練も重要である。このため村民並びに本村職員に対して防災意識の高揚に努めるとともに、関係機関との緊密な連携のもとに防災訓練を実施する。

○村民に対する防災教育【総務課、教育課】（1-1、1-2、1-3、1-4、2-7）

- ・村民に対して「自らの生命は自ら守る」ということ基本に、パンフレットや災害危険区域予想図（ハザードマップ）をはじめ、学校教育や生涯学習、講演会等による防災意識の普及啓発を図るとともに、避難場所及び避難ルートの認知徹底や地域ボランティアの育成・支援に努める。
- ・地域別説明会や写真会並びに学校教育等を通じて地域防災計画の内容や過去の災害の紹介、並びに災害の予防及び災害時における心得等を周知させ、地域住民の防災に関する認識の高揚を図る。

○防災訓練の実施【総務課】（1-1、1-2、1-3、1-4、2-7）

- ・自助・共助の体制づくりとなる自主的な防災組織の立ち上げを推進し、防災訓練等の支援に努める。
- ・防災知識の普及は防災訓練を実施することによって一層の成果をあげることから、防災関係機関の連携のもとで、公共団体や民間協力団体及び学校並びに地域住民等あらゆる機会をとらえて、基礎訓練や総合訓練の計画的な実働訓練を実施する。
- ・地域の自主防災組織を中心に警察、消防等関係機関・団体・施設と連携するとともに、学校との連携も強化し、実践的訓練を実施しながら訓練の参加率向上を図る。
- ・AED（自動体外式除細動器）の使用を含めた各種救急講習の普及・啓発を図る。

○自主防災組織の育成【総務課】（1-1、1-2、1-3、1-4、2-7）

- ・災害時における応急活動は、単に地方公共団体のみならず各種公共団体や民間協力機関はもとより、地域住民の隣保組織の協力がなければ万全を期しえないものである。また自分たちの地域は自分たちで守ろうとする協同と連帯感も重要である。
- ・そのため地域の実状に応じた住民の隣人互助の精神に基づく自発的な防災組織を育成し、防災活動が効果的に実施されるよう協力体制を確立する。
- ・自主防災組織は、住民の防災活動推進上最も適正な規模と地域を単位とし編成する。その組織化にあたっては①住民が真に連帯感に基づいて防災活動を行うことができる規模であること、②住民の基礎的な日常生活圏域としての一体性をもっている地域であること等に留意し、村が住民と協議し実施する。
- ・組織づくりにあたっては、自治会等の既存組織を自主防災組織へ育成することを基本として次の方法により促進する。

- ①自治会等の自治組織に活動の一環として防災活動を組み入れる。
- ②何らかの防災活動を行っている組織に対して活動の充実強化を図る。
- ③婦人団体及び青年団体並びにPTA等の地域で活動している組織を活用する。

○要支援者の安全確保【総務課、健康福祉課】（1-5、1-6、2-5、2-6、2-7）

- ・宜野座村社会福祉協議会や民生委員・児童委員、地域の協力のもと、災害時に要配慮者が迅速に避難できるように、災害時避難行動要支援者対策を推進する。
- ・高齢者や障がい者等の災害時における速やかな避難や救急・救助ができる地域ネットワークの構築を図る。
- ・避難行動要支援者を支援する体制を構築するため、本村の「災害時要援護者避難支援計画」を策定する。
- ・高齢者・障がい者・乳幼児等の災害弱者に対しては、防災知識の普及及び災害時の情報提供並びに避難誘導などの対策において様々な配慮が必要であるため、平常時から地域において災害弱者の支援体制を整備するとともに、災害発生時には避難誘導はもとより、避難場所での健康管理や応急仮設住宅への優先的入居等の措置等についても推進していく。
- ・大雨・洪水等の警報・注意報の発表に伴う災害が発生し、または発生する恐れがある場合、災害時要援護者等の避難が迅速かつ円滑におこなわれるよう、要配慮者施設での避難確保計画の策定を啓発・支援していく。

○社会福祉施設等での安全確保【総務課、健康福祉課、教育課】（1-5、1-6、2-5、2-6、2-7）

- ・社会福祉施設等（幼稚園や保育所並びに不特定多数の者が利用する施設も含む）においては、高齢者・障がい者・乳幼児等の災害発生時に自力で避難するのが困難な人々が多く利用しており、これらの人々の安全を図るためには日頃から十分な防災対策を講じる。
- ①施設の管理者は、災害発生時における安全で円滑な避難及び施設の被害を防止するため、施設や付属設備等の整備並びに常時点検に努める。
 - ②災害発生時の避難にあたっては施設と地域社会との密接な連携を図り、災害時に地域住民の協力が得られる体制づくりを行う。
 - ③災害発生時には保護者または家族と確実に連絡がとれるよう、緊急時の連絡先の把握を行い緊急連絡体制を確立する。
 - ④乳幼児を長時間にわたり保護しなければならない施設においては、必要最低数量のミルク等の非常食糧の確保に努める。

○在宅介護での安全確保【総務課、健康福祉課】（1-5、1-6、2-5、2-6、2-7）

- ・在宅で介護を必要とする住民等（単身の高齢者世帯を含む）についても、生活環境の面から防災上の配慮が必要となるため、これらの住民に対する防災対策を講じる。
- ①日常生活において常に防災に対する理解及び意識の高揚を図るとともに、防災訓練が実施される場合の積極的参加を促進する。
 - ②平常時より近隣の災害弱者の把握に努め、災害発生時における災害弱者の安全確保に対する支援及

び協力体制の整備を促進する。

③災害発生時に災害弱者が直接消防機関等に通報できるシステムの整備を検討する。

④ライフラインカード（安否連絡、確認、血液型、既往病、宗教等を記載したカード）の配布・携帯の促進を図る。

○避難誘導體制の確立【総務課、健康福祉課】（1-1、1-2、1-3、1-4、1-6）

・災害時の避難は、災害の種類や状況に対応して行動する必要がある、また老人・子供・身体障がい者など災害弱者の安全を優先して行う必要がある。そのため平常時から災害弱者の情報や避難経路の安全性の把握を行う。地域住民の自主的な避難を促すために、日頃から避難場所の位置や避難経路等について住民に周知し、地域住民が協働して地区防災計画を策定するよう支援する。

①災害の種類や状況に対応するため地域の实情に応じ2カ所以上の避難経路を選定し、誘導標識や案内板等の整備を推進する。

②避難誘導を混乱なく行なうため、自主防災組織と災害弱者等についての情報を共有するなど連携強化に努める。

③災害危険区域及び避難場所や避難経路等を示した防災マップ、並びに災害弱者用を含む村民の避難マニュアルを作成する。

④津波発生時の避難は、徒歩を原則とする。このため、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努める。ただし、避難困難区域や災害時要援護者の避難支援者等で、津波到達予測時間を越えるなど自動車等の不可欠な場合においては、避難者が自動車等で安全かつ確実に避難出来ることを確認した上で、徒歩以外の避難手段を設定する。

○避難所の開設・運営の取り決め【総務課、健康福祉課】（2-2、2-7、5-4、8-4）

・避難所の開設は迅速かつ円滑に行なう必要があるため、開設について自治会等の自主防災組織と行政及び施設管理者が事前に協議し、避難所開設・運営マニュアルを作成する。

・避難所における情報の伝達、食糧、水等の配布、清掃等については、避難者住民、自主防災組織等の協力が得られるように努める。

・避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとするため、次の事項について整備を図る。

ア) 運営担当者

イ) 運営の手順

ウ) 運営上の留意点

エ) 居住区域の代表者（班長）の役割

オ) 災害弱者のニーズ把握と支援

○若い世代の定住促進【企画課】（8-5）

・20代～30代の女性の転出が多くなると人口減少につながることから、日常時・災害後のまちづくりを担う人材の安定的な確保の観点からも、若い女性を含めた若い子育て世代の転出を抑制していくことが大きな課題であり、雇用の確保や子育て支援等と併せた移住・定住の促進を図る。

- ・宜野座村内で働きたいとする意向があることから、若年層等の転出抑制にもつながる就労可能な環境づくりを行う。

○地域防災の担い手の育成【総務課】（8-4、8-5）

- ・住み慣れた地域で安心・安全で住み続けられるよう、地域防災の担い手育成等、村民主体のむらづくりを進める。

○地域の実情に応じたむらづくり【企画課】（8-2、8-5）

- ・地域主体によるむらづくり活動を支援するとともに、「宜野座村むらづくり村民会議」等の村民参画のシステムを構築し、各区との情報交流及び広報・広聴活動を充実するとともに、各種計画等の村民参画機会の充実を図る。災害時の地域内での助け合いの活動も盛り込み、地区防災計画の策定にも取り組んでいく。
- ・各区での行事等の地域コミュニティを活かした各種活動の支援に努める。
- ・各区における地域課題を解決するよう、「仮称〇〇区むらづくり構想」等の策定を促進する。
- ・村民や地域が主体となって企画・提案するよう、村民参画のシステム等を定める「むらづくり基本条例」（あるいは村民提案制度導入）の検討をはじめ、専門家の派遣、むらづくり活動資金の助成、各種情報の提供等、地域活動の支援・サポート体制等の構築を検討する。
- ・地域（区）によっては、人口構造が大きく変わることも考えられることから、地域の担い手育成等、地域の実情に応じたむらづくりの取り組みを行う。
- ・むらづくりアドバイザー等の専門的な知識や経験、技能等を有する人材を活用することにより、本村の魅力あるむらづくりに取り組む。

○移住・定住の促進【企画課】（5-4、8-5）

- ・本村の資源を最大限に活かし、人々の交流の中でさらに資源に磨きをかけ、その魅力を村外に発信することで、本村により多くの観光客等が訪れる人の流れをつくとともに、強靱な地域づくりをきっかけに移住・定住につなげていく。宜野座村に行きたい、住みたい、住み続けたいと思えるよう、地域の魅力向上を図り、Uターン促進や新たに移住希望者と地域住民の情報を繋ぎ、住宅情報を発信するとともに、村出身者をはじめ、地域の担い手となる若年層の確保やむらづくりに力を発揮できるに高齢者層など、各層にむけて移住・定住を促進する。
- ・移住等を計画する希望者への住宅関連情報の提供に努める。

○地域学習の推進【教育課】（8-5）

- ・災害により文化が喪失しないよう、日頃から地域文化や文化財、博物館等を活用し、郷土の自然・歴史・文化学習の充実を図る。

○学校・家庭・地域の連携【教育課】（8-5）

- ・学校・家庭・地域が連携し、地域に開かれた特色ある学校運営を行い、地域コミュニティの醸成のほか、避難所としての利用など防災面での強化を図る。

○地域文化の継承【教育課、観光商工課】（8-5）

- ・地域にある貴重な文化財や伝統文化を、村民共有の財産として適切に記録・保存及び次世代に継承していくとともに、子どもや一般向けの文化財講座や地域巡り、企画展等で積極的に活用し、村民の伝統文化等の地域資源に対する意識の啓蒙を図る。
- ・村民の豊かな感性を育むため、宜野座村文化センターを中心として、村民が芸術に親しむ機会の創出や地域の文化活動の担い手を育てる。

○環境学習の推進【村民生活課】（1-2、1-3、1-4）

- ・自然との共生に対する意識の高揚を図るため、豊かな自然環境を活かした環境教育・環境学習の機会の提供に努める。

○漁業の担い手の育成【産業振興課】（5-4、8-2）

- ・宜野座村漁業協同組合と連携し、若者の漁業体験受け入れ等の充実や漁業就業の魅力をアピールするイベント等を開催する等、地域産業を担う後継者の育成・確保を促進する。

○観光受け入れ体制の強化【観光商工課】（8-5）

- ・地域の魅力である「自然」と先人たちが培い地域で息づいている「文化（人々の暮らし）」を基調とし、基幹産業である「農業・漁業」の振興と併せた観光振興を図るとともに、宜野座村商工会が作成した「経営発達支援計画」が円滑に推進できるよう連携強化に努める。また、地域ブランドとなる特産品の開発と観光商工の担い手の育成及び観光受け入れ体制の強化を図る。
- ・宜野座村文化のまちづくり事業実行委員会と連携し、がらまんホール等の既存施設で村民及び来訪者に伝統芸能鑑賞機会を提供する。
- ・宜野座村観光協会等と連携し、地域の豊かな自然と文化を基調としつつ、防災・減災の観点も取り入れながら、地域の農畜水産を活かした観光資源を開発し、自然体験や歴史文化体験、グリーン・ツーリズムやブルー・ツーリズム等の観光プログラムの実施を促進する。

◇参考指標の現状値

指標名	該当の推進方針	現状値 (令和2年度)	備考
自主防災組織の立ち上げ（再掲）	○防災意識の啓発 ○自主防災組織の育成	1区	各地区の自主防災組織の立ち上げ
避難行動要支援者名簿の整備	○要支援者の安全確保	6区	各地域での作成
文化財・戦跡めぐり・博物館案内・地域学習等の村内の利用者数	○地域学習の推進 ○地域文化の継承	2,636人/年	
宜野座村立博物館の利用者数		4,130人/年	
がらまんホールの利用者数		14,426人/年	
全国へそのまち協議会を通じたイベント等での本村のPR活動	○観光受け入れ体制の強化	1回/年	

横断的分野3 官民連携

○外国人、観光客の安全確保【総務課、観光商工課】（1-1、2-4、7-5）

- ・村及び防災関係機関並びに観光施設等の管理者は、不特定多数の帰宅困難者対策や観光地としての風評被害防止等の観点から観光危機管理計画を策定し、観光客や外国人等が災害に遭遇した場合を想定した安全確保対策を事前に推進する。

①避難場所及び避難経路の標識の整備

②旅館やホテル等の施設における避難誘導體制の整備

③外国語の防災パンフレットを作成し、配布するなど外国人への防災知識の普及・啓発を図る。

④ライフラインカード（安否連絡、確認、血液型、既往病、宗教等を記載したカード）の配布・携帯の促進を図る。

○災害ボランティアの活動環境の整備【総務課、健康福祉課】（8-2、8-5）

- ・大規模災害時には、ボランティア活動のあり方によってその後の救援・復興を左右する重要な役割を担っている。

- ・行政機関や地域社会におけるボランティアへの対応や取り組み、そしてボランティア（団体）や企業等が日常的に取り組むべき計画等を支援・実施する。

①本村は、社会福祉協議会と連携して、殺到するボランティアの受付場所、受付要員及び活動拠点について準備・指定しておく。

②本村及び社会福祉協議会は、災害後のボランティアニーズについて想定しておき、初動期のボランティア活動が迅速に行われるようにしておく。

③本村及び社会福祉協議会は、ボランティア（団体）を登録・把握するとともに、ボランティア活動を支援していく。また、ボランティアが被災地において相互に連携して迅速かつ機能的な活動が行えるよう、平常時から研修や交流の機会を提供し、ボランティア相互の連絡体制等のネットワークを確保する。

○災害ボランティアの育成【総務課、健康福祉課】（8-2、8-5）

- ・ボランティア精神の芽を育てるには、幼少期からの教育や体験に勝るものではなく、学校教育に積極的に取り入れていく。

- ・本村及び社会福祉協議会は、社会教育活動の中でボランティア講座等を開催して、ボランティアへの理解と実践への機会の創出を図る。

- ・ボランティアが効果的な活動を実施するためには、被災地内ボランティアが必要であり、村や社会福祉協議会は日常から地域ボランティアの育成に努める。

○専門ボランティアの登録【総務課、健康福祉課、建設課】（8-2、8-5）

- ・災害時におけるボランティアの迅速かつ有効な活用を図るため、医療業務、看護業務、介護業務、通訳、無線通信及び被災建築物応急危険度判定等の専門的な資格や技能を有する者（以下「専門ボランティア」という。）を平時から登録し、把握に努める。

・また本村は、ボランティアとして登録されている専門ボランティアに対し、防災に関する知識及び技術の向上を図るため、研修及び訓練等に努める。

○避難行動要支援者への避難支援【総務課、健康福祉課】（1-5、1-6、2-5、2-6、2-7）

・避難誘導にあたっては、地域住民、自主防災組織及び民生委員等の支援者の協力を得て、要援護者への避難情報の伝達、安全な高台への誘導及び安否の確認を行うことを啓発し、地域住民らが協働して作成する地区防災計画の策定を支援していく。

○災害時要援護者の避難生活支援【総務課、健康福祉課】（1-5、1-6、2-5、2-6、2-7）

・本村は、災害時要援護者の避難状況や生活状況を把握し、必要な福祉対策のニーズを検討し、必要な専門的人材を確保し、ニーズに応じたサービスを提供する。

・避難所においては、専用スペースを設けるなど生活への配慮をするとともに、福祉避難所の設置や社会福祉施設等への緊急入所を行う。

・県は、福祉保健所を通じて情報を収集するとともに、村の要請に基づき、専門的人材の確保及び派遣並びに入所施設の確保などの広域支援を行う。

○福祉サービスの確保【健康福祉課】（8-5、2-7、8-6）

・本村は、福祉サービス提供者等と連携を図り、可能な限り通常の福祉サービスが継続されるよう支援する。県は、市町村の要請に基づき必要な体制を支援する。

○外国人支援の実施【総務課、観光商工課】（2-4、7-5）

・外国人居住者や観光客の混乱防止や安全・安心の確保のため、本村及び県は、沖縄県国際交流・人材育成財団等の団体と連携して、外国人への相談、外国語による情報発信及び語学ボランティアの派遣等を行う事前の位置づけを行う。

○観光客等への支援【総務課、観光商工課】（2-4、7-5）

・本村は観光客等の避難状況を把握し、一時的に收容する施設を確保し、施設が不足する場合は、近隣市町村、宿泊施設及び事業所等に施設の提供を要請していく事前の取り決めを行う。

・本村から県有施設の一時使用の要請があった場合、県は支障のない範囲において提供し、国、関係団体等に施設の利用を要請することとする。

・本村は、観光施設の管理者、観光関係団体、交通機関及び警察等と連携して、観光客の人数確認、負傷者及び不明者等の安否情報を把握し、県に報告することとする。

・本村及び観光施設の管理者等は、可能な限り飲料水・食糧等を供給していくものとする。

・本村は、帰宅困難者に対し、災害の状況、飲料水・食糧等の供給及び交通機関の復旧状況などの情報を、收容場所等でチラシ、テレビ及びラジオ等で提供する仕組みを整備する。

・県と連携し、交通機関の運行が長期にわたる場合は、観光客等の帰宅のために、バス、航空機及び船舶での輸送について、国及び沖縄県バス協会及び航空会社等と調整を図り、帰宅支援対策を計画する。

- ・また、来村している観光客に対し、避難場所や避難経路の明確化を図るため、村内避難所及び緊急避難所への看板設置及びその避難所まで多言語避難誘導看板を設置することを検討する。

○多様な主体による村土管理【すべての課】（8-4）

- ・土地所有者以外の者が、それぞれの特長を生かして村土の管理に参加することにより、村土の管理水準の向上など直接的な効果だけでなく、地域への愛着のきっかけや、地域における交流促進、土地所有者の管理に対する関心の喚起や、維持管理を通じた災害防止の意義の理解向上など、適切な村土の利用に資する効果が期待できる。このため、所有者、地域住民、企業、行政、他地域の住民など多様な主体が様々な方法により村土の適切な管理に参画していく取組を推進する。

○阪神タイガース等スポーツの誘致【観光商工課】（1-1）

- ・阪神タイガースの春季キャンプ受け入れの充実や地域との交流を図るとともに、宜野座村観光協会等と連携し、観光客や帰宅困難者対策を講じながら、野球・カヌー・自転車・各種球技等のスポーツ合宿等のスポーツ・ツーリズムを推進する。

●情報通信関連産業の立地を活かした産業振興【企画課】（5-3）

- ・宜野座村ITオペレーションパークへの企業誘致や施設の機能強化等、情報通信関連産業の立地を活かし、防災・減災対策を講じながら産業振興に努める。

●行政のデジタル化【総務課】（3-2）

- ・村内の情報通信基盤の確立に努めつつ、村役場職員をはじめ村民におけるICTの知識・技術の向上を図り、医療、福祉、防災、地域活性化等の各分野でのICTの利活用を推進する。さらに、行政サービスの向上・高度化や行政業務システムの効率化、情報セキュリティ対策を向上するため、さらなる電子自治体を推進する。
- ・防災・防犯、観光・農水産業の振興、健康福祉等、幅広い分野におけるICTの利活用を関係機関や民間企業等と連携して推進する。
- ・村民の情報通信技術や情報セキュリティの向上、インターネットの普及を図るため、関係機関や民間企業等と連携した高齢者でもわかりやすいIT講座の開催をはじめ、ICTを利用した生涯学習を推進する。
- ・ICTを活用したむらづくりや行政サービス等の向上を図るため、「（仮称）宜野座村地域情報化計画」を策定し、計画で位置づけた施策を推進する。
- ・インターネットの媒体を利用した村公式ホームページやSNS、公衆無線LAN（Wi-Fi※1）等を効率的に活用し、村政情報の内容充実をはじめ、わかりやすく見やすい情報を公開・発信する。
- ・電子媒体を使った電子申請・電子調達システムの拡充、施設予約システム等、利便性の高い行政サービスの提供及び行政手続きの電子化を推進する。
- ・庁内の情報システムについては、恩納村と共同で自治体クラウドを導入済みであるが、マイナンバー制度の導入や技術革新等を踏まえつつ、様々な庁内情報システムの構築を図り、行政事務の簡素化・効率化・合理化に努める。

- ・情報化社会に対応していくため、村役場職員の情報関連知識の向上を含めた総合的な情報セキュリティ対策の強化を進める。
- ・各種情報システムの導入による公共施設間のネットワーク化に努めるとともに、各種申請や公共施設の利用に関する手続きのオンライン化等によるICTを活用した村民サービスの向上や行政事務の効率化を進める。

○防災関係機関の連携の強化【総務課】（1-2、1-3、2-1、3-2）

- ・警察、消防等関係機関及び民間企業との災害時応援協定締結等の協力体制を構築し、応援協定に基づく各種訓練の実施等を通して連携を深める。
- ・沖縄県や広域市町村、関係機関等との連携・協力による広域津波避難訓練等の参加、県外における姉妹都市等との締結の推進等、近隣自治体等との連携体制の強化及び相互広域応援体制の強化を図る。

◇参考指標の現状値

指標名	該当の推進方針	現状値 (令和2年度)	備考
避難行動要支援者名簿の整備	○避難行動要支援者への避難支援	6区	各地域で適宜見直し
地域主体による道路緑化の団体数	○多様な主体による村土管理	4区	
阪神タイガースの春季キャンプ来場者数	○阪神タイガース等スポーツの誘致	8万人	
宜野座村サーバーファームの入居企業数	●情報通信関連産業の立地を活かした産業振興	9社	
宜野座村サーバーファーム入居企業の就業者数		250人	

横断的分野4 老朽化対策

○道路・橋梁の保全【産業振興課、建設課】（5-1、8-2、8-7）

- ・年次計画に基づき、未改良・未舗装道路の整備に努めるとともに、災害時の交通確保の観点も取り入れながら、道路基盤の老朽化対策を推進する。
- ・年間を通じて道路の良好な状況を保ち、安全で快適な生活道路の確保を図るため、関係機関や地域と連携した村道の維持修繕を推進する。
- ・道路管理者は、所管の道路や橋りょう等を常時補修する。なお、早急に修理が不可能な危険箇所については、立て札等によって表示し、通行又は重量の制限を行う。
- ・村道については、月に一度や、台風等の災害時後に職員による見回りの点検を実施し、修繕箇所等の確認を行う。
- ・道路管理業務の効率化・高度化を図るため、道路台帳管理システムの導入を検討する。
- ・現在の農道の修繕対応としては、住民から陥没等の報告があった場合や、見回り点検の際に確認した箇所を修繕していく。
- ・農道の舗装率は約75%だが、舗装率を100%にするのではなく、隣接する農地の状況に合わせて舗装を実施する。
- ・今後も橋梁長寿命化計画を基に予防保全型の修繕を実行し、コストの削減や安全性の確保に努める。

○公共施設の保全【すべての課】（1-1、1-2、1-3、3-2、7-1）

- ・公共施設等を防災施設として有効活用していくために、「公共施設等総合管理計画」等に基づき、公共施設等の維持管理・修繕、耐震化、施設の整理または廃止等、公共施設等の長寿命化を進める。
- ・公共建築物のうち老朽化施設については、建替え又は補強等によって、耐風、耐水、耐浪及び耐火対策を進める。
- ・特に、体育館や公民館等、災害時の避難所となる公共施設については、開口部への雨戸設置、屋根の飛散防止等、耐風対策などを優先的に行う。
- ・公共建築物については、建築設備等の定期点検及び検査を実施し、防火・避難等の機能を確保する。
「宜野座村住生活基本計画」及び「宜野座村公営住宅等長寿命化計画」に基づく村営住宅の計画的な修繕・改修等を進めるとともに、建替えの推進及び定期的な点検、適切な修繕・改善による更新コストの縮減を図る。

○既存の公共施設の有効活用【すべての課】（1-1、1-5、2-7、3-2、5-3、6-2、6-3、7-2、8-2、8-7）

- ・村内の公共施設は、数十年後の建物の更新費用を考慮し、原則として、施設を増やすのではなく、既存建物の長寿命化を図り、施設の維持・更新に係る費用を削減するとともに、既存建物の有効活用を行う。施設の老朽化に伴う建替えを実施する場合は、一棟の建物に複数の機能を盛り込む「複合化」によって、村民ニーズの変化に適切に対応することも検討する。さらに、住民からの要望、財政状況等も踏まえ、新設を行う場合は、特定の用途のみにしか使用できない建物ではなく、災害時の避難所などの防災用途も含め、柔軟に「用途（機能）転用」が行える建物の新設を検討する。

○公共施設の安全確保【すべての課】（1-1、3-2）

- ・公共施設が地震時にも安全に活用できるよう、昭和56年度以前の旧耐震基準の下で整備された主な施設については耐震化診断を行い、診断結果に基づいて耐震改修工事を含めた更新を計画的に実施する。
- ・施設の安全性について、高い危険性が認められた公共施設は利用禁止等の処置を行い、利用者の安全確保を図る。
- ・用途廃止され、利用される見込みのない施設については、速やかに除却・売却等の検討を行う。

○上下水道の災害予防【上下水道課】（2-1、2-4、2-5、2-6、2-7、5-4、6-2、6-3）

- ・浄水場の電気機械設備等の整備を、災害時の停電対策も考慮しながら実施する。
- ・浄水・送水・配水施設やポンプ設備等の耐震調査の実施や、その結果等に基づいた耐震化や更新を進める。
- ・上・下水道施設については、老朽施設・排水管・管路施設等の点検・補修、浄水場・処理場等の浸水防止対策、耐浪化、耐風化及び停電対策を図るとともに、被災時の復旧用資機材や被災者への応急給水施設等の整備を図る。
- ・上水道管は、管路耐震化・更新計画書に従って、計画的に管路の更新を実施する。
- ・各水道事業者における水道施設の新設・拡張・改良等に際しては、日本水道協会が制定する「水道施設設計指針」等により設計するほか、洪水・高潮等の浸水、土砂災害のリスク等を考慮して、系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の確保等を図る。
- ・災害時に備えた応援給水の円滑な実施を図るため、全県的な水道事業関連事業者等との広域応援体制の確立に努める。

「沖縄県水道災害相互応援協定」による水道事業者及び水道用水供給事業者間の災害応援を円滑に実施できるよう、実施要領の整備、資機材等の整備及び訓練等を実施する。

- ・災害時の被害を最小限に抑えて早期回復ができるよう、危機管理マニュアルを作成する。
- ・大規模地震時の下水道被害及び下水道が使用できないことによる衛生面の悪化等を防ぐため、下水道管の耐震化を進める。
- ・今後の施設更新は、農業集落排水施設最適整備構想に基づいて、計画的に実施する。
- ・下水道施設の施工にあたっては、洪水・高潮等の浸水や土砂災害等のリスクを考慮するとともに、自家発電装置の整備（停電対策）や設備の二元化、拠点の分散及び代替施設の確保など、災害に強い下水道の整備を図る。
- ・これらの整備においては、下水道危機管理マニュアル作成の手引き（日本下水道協会）に基づく。
- ・下水道の復旧に際し、県では、県内の事業者間で広域の応援体制を構築するよう支援する。

○バリアフリー化【建設課】（1-1）

- ・ユニバーサルデザインやバリアフリー等の推進により、誰もが安心して外出し、快適に利用できる道路や公園等の公共施設等の環境整備を進める。
- ・誰もが歩きやすく利用しやすい道路環境を確保するため、危険箇所の交差点改良や歩道のバリアフリー化を推進する。

・誰でも災害後においても安心して生活できるよう、公共施設等のバリアフリー化を検討する。

◇参考指標の現状値

指標名	該当の推進方針	現状値 (令和2年度)	備考
村道の改良率	○道路・橋梁の保全	86.7%	
配水管更新（耐震管延長）	○上下水道の災害予防	4,393m	

第5章 計画の推進と不断の見直し

1 他の計画の見直し

本計画は、本計画以外の地域強靱化に関する村の計画等の指針となるべきものであり、本計画を基本として、地域強靱化に係る村の他の計画について必要に応じて見直しや改善を行います。

2 本計画の進捗管理と不断の見直し

地域強靱化は、第3章で示した脆弱性評価において想定した39の「起きてはならない最悪の事態」のそれぞれを回避することを企図して本計画を定め、これを基本に地域強靱化に係る本村の他の計画等について必要に応じ見直しを図りながら、様々な施策を展開していくものです。

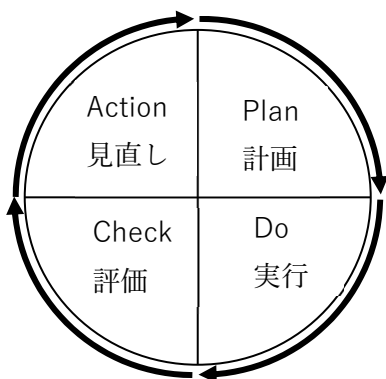
また、脆弱性評価の結果を踏まえて推進方針を立て、速やかに各部局連携のもとで施策を実行していくことが極めて重要であり、その際、施策の進捗等に応じて本計画を見直していく必要があります。

このため、各施策を実施するとともに、施策の進捗状況の把握等を行うこととし、本計画で用いた成果指標の達成状況を中心に、施策等の点検・評価を全庁的に行い、その結果に応じて計画の見直し・改善を行います。

このような企画（Plan）・実施（Do）・評価（Check）・改善（Action）のPDCAサイクルを確立し、計画の効果的な推進を図ります。

また、今後の社会経済情勢等の変化や地域強靱化の施策の推進状況等を考慮し、概ね5年ごとに本計画の内容の見直しを行うこととします。

なお、本村の「第5次宜野座村総合計画」は、地域強靱化の視点も踏まえた総合的な計画であり、本計画と同様に指針性を有し、分野ごとに施策の進捗を管理していることから、本計画と同じ方向を向くよう整合性を図る必要があるため、本計画の進捗管理については、「第5次宜野座村総合計画」のPDCAサイクルとの整合を図るものとします。



Plan	目標を設定して、それを実現するためのプロセスを設計（改訂）する
Do	計画を実施し、そのパフォーマンスを測定する
Check	測定結果を評価し、結果を目標と比較するなど分析を行う
Action	プロセスの改善・向上に必要な変更点を明らかにする（計画の再構築）